

## 家格の秩序と二条家

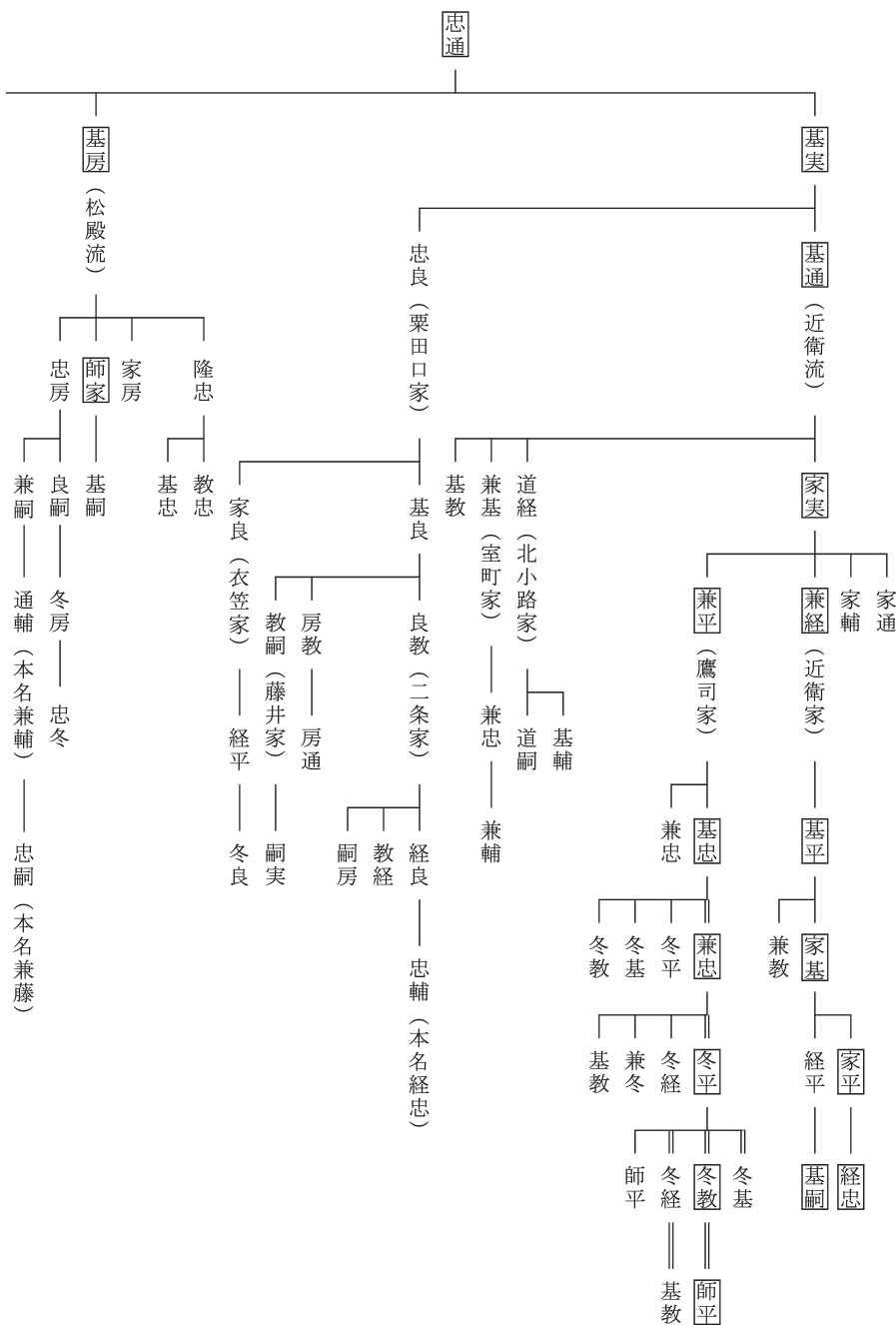
三田武繁

はじめに

摂政もしくは関白を家督継承者の官途の極官とする摂関家は、平安時代末期から鎌倉時代初頭にかけての時期に、藤原忠通の一男基実の系統（近衛流）と、同じく三男兼実の系統（九条流）<sup>1)</sup>とに分し、その後、前者の系統は近衛家と鷹司家の二家に、また、後者の系統は九条家、二条家、一条家の三家に、それぞれ分かれた（図1参照）。以上の五つの家が摂関家の家格を確保しえた時期、すなわち五摂家の分立が確定した時期について、先年、私は「摂関家九条家の確立」<sup>2)</sup>（以下、旧稿と表記）で、九条忠家とその一男忠教の

昇進のありかたに注目し、建長四（一二五二）年の忠家の失脚によって九条家は摂関家の家格を喪失したものの、文永十（一二七三）年に忠家が関白に就任して復権を果たしたことによって摂関家の家格を回復し、これによって五摂家の分立が確定した、ということ<sup>3)</sup>を述べた。ただ、かかる私見は、九条家が摂関家の家格を確保する以前に、九条家以外の四家は摂関家の家格を確保していた、という理解を前提にしたものである。そこで、あらためて、鎌倉時代中期の摂関補任状況を家ごとに確認してみると（表1参照）、二条家以外の四家からは、文永十一（一二七四）年までに、二代にわたって摂関就任者をだしているが、二条家からの二人目の摂関の登場は、弘安十（一二八七）年まで待たなければならなかった。

図1 撰関家略系図



注1 撰関就任者は□で囲んだ。  
注2 庶流家の家名は、近衛流二条家を除き、橋本政宣氏編『公家辞典』（吉川弘文館、二〇一〇年）による。

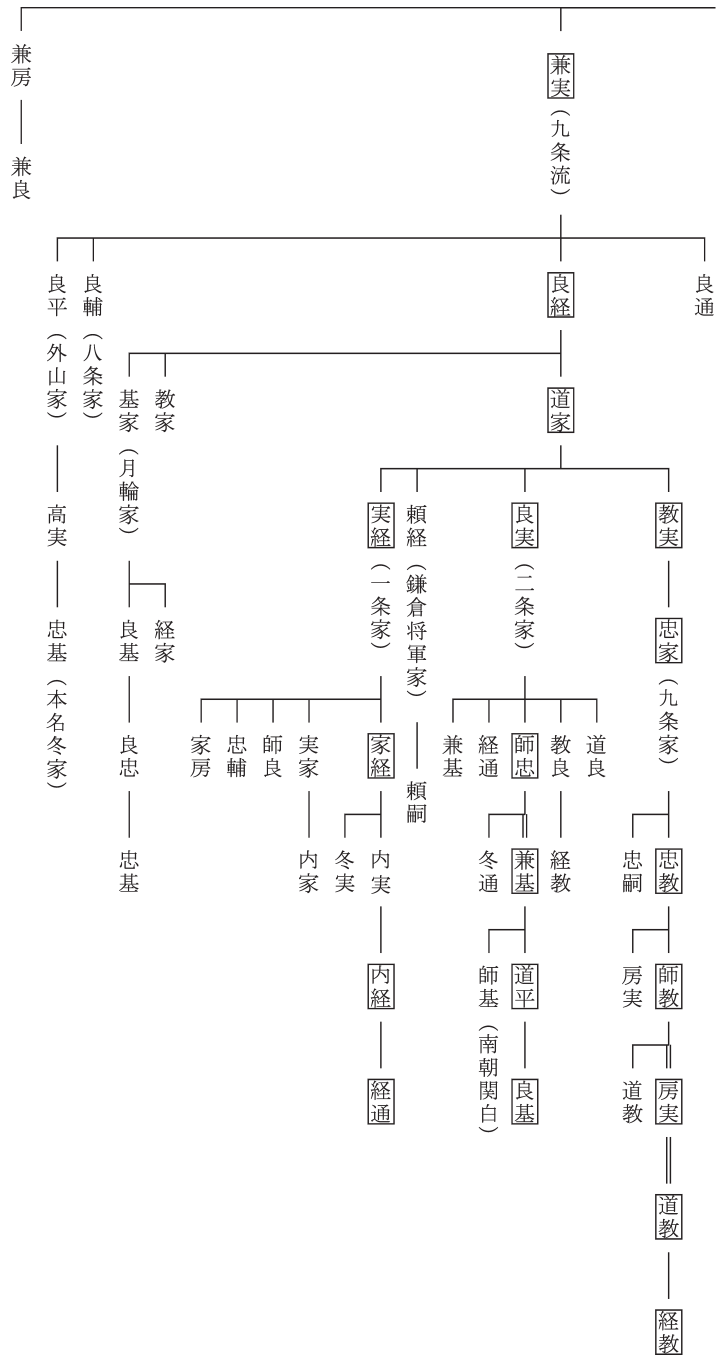


表1 五摂家分立期の摂関表

家名	名	前当主との関係	摂関就任			摂関退任		
			年・月・日	職	年齢	年・月・日	職	年齢
近衛	兼経	家実三男	嘉禎3(1237)・3・10	摂政	28	仁治3(1242)・3・25	関白	33
			宝治元(1247)・正・19	摂政	38	建長4(1252)・10・3	摂政	43
	基平	兼経一男	文永4(1267)・12・9	関白	22	文永5(1268)・11・19	関白	23
			正応2(1289)・4・13	関白	29	正応4(1291)・5・27	関白	31
鷹司	兼平	家実四男	建長4(1252)・10・3	摂政	25	弘長元(1261)・4・29	関白	34
			建治元(1275)・10・21	摂政	48	弘安10(1287)・8・11	関白	60
九条	基忠	兼平一男	文永5(1268)・12・10	関白	22	文永10(1273)・5・5	関白	27
			永仁4(1296)・7・24	関白	35	永仁6(1298)・12・20	摂政	37
	教実	道家一男	寛喜3(1231)・7・5	関白	22	嘉禎元(1235)・3・28	摂政	26
			文永10(1273)・5・5	関白	45	文永11(1274)・6・20	摂政	46
二条	良実	道家二男	仁治3(1242)・3・25	関白	27	寛元4(1246)・正・28	関白	31
			弘長元(1261)・4・29	関白	46	文永2(1265)・④・18	関白	50
一条	師忠	良実三男	弘安10(1287)・8・11	関白	34	正応2(1289)・4・13	関白	36
			永仁6(1298)・12・20	摂政	32	嘉元3(1305)・4・12	関白	39
	兼基	兄師忠養子	寛元4(1246)・正・28	関白	24	宝治元(1247)・正・19	摂政	25
			文永2(1265)・④・18	関白	43	文永4(1267)・12・9	関白	45
一条	実経	道家四男	文永11(1274)・6・20	摂政	27	建治元(1275)・10・21	摂政	28
			嘉元2(1304)・12・17	内覧	29	嘉元2(1304)・12・17	内覧	29
	内実	内実一男	文保2(1318)・12・29	関白	28	元亨3(1323)・3・29	関白	33

注1 典拠は『公卿補任』および『新摂関家伝』。  
 2 年・月・日欄の丸数字は閏月。  
 3 一条内実は、内覧宣旨を蒙ったその日に死没。

二条家からの二人目の摂関就任者の登場が遅れた第一の理由は、初代良実の一男道良が、左大臣在任中の正元元(一二二五九)年に、二十六歳という若さで急死したことにあろう。<sup>3)</sup> 摂関就任まであと一步のところまで世を去った道良に代わる後継者に抜擢されたのは、良実の三男の師忠である。ただ、その時点で師忠は、年端も行かぬ、という形容が相応しい六歳のこどもだった。つまり、二条家が二人目の摂関就任者を出すためには、師忠の成長を待つ必要があったのである。<sup>4)</sup>

師忠は、長兄道良の死の翌年の文応元(一二六〇)年八月二十三日に七歳で元服し、正五位下に叙された。<sup>5)</sup> その後は、摂関家の家督継承者の昇進コースを順調に歩み(後掲表3参照)、左大臣一条家経が摂政に就任した文永十一年六月の時点では、右大臣の地位、換言するならば、現任公卿中、摂政左大臣の家経に次ぐ序列第二位の地位にあったのである。そのことは、師忠が家経の次の摂関の最有力候補であることを意味するが、建治元(一二七五)年十月に退任した家経に代わって摂政に就いたのは、弘長元(一二六一)年四月まで八年半にわたって摂関の座にあった鷹司兼平だった。そのうち、弘安十年八月に至るまで、兼平は摂関に在任し続ける。一方、兼平の摂政就任の二ヵ月後に左大臣に昇った師忠は、兼平が関白を退任するまで、兼平に次ぐ地位にとどまり続けざるをえなかった。つまり、二条家からの二人目の摂関の登場が遅

れたもう一つの理由は、鷹司兼平の十二年にも及ぶ撰関在任にあったのである。

念のため付言すれば、旧稿で注目した九条忠家とは異なり、師忠は失脚状態に置かれていたわけではない。実質的に朝廷政治を主導していたかどうかはともかくとして、鷹司兼平の撰関在任中、師忠は一上であった。とはいえ、撰関に就任できない状態に師忠が置かれ続けたことが、撰関家としての二条家に何一つ影響をおよぼさなかったとは思えない。

以上の問題意識に基づき、この小論では、二条師忠と、その実弟で師忠の跡を継ぐことになった兼基に注目し、家格の秩序に律せられた中世貴族社会の一面にもふれながら、五撰家分期の貴族社会における二条家の位置について検討を加えることにしたい。ただ、史料的な制約から、状況証拠に大きく依存した検討にならざるをえないことをあらかじめ断っておきたい。

### 一 良実の関白還任

一周知のことではあるが、二条家の初代にあたる良実は、幼少の頃より父道家に疎まれ、嘉禄二（一二二六）年におこなわれた元服の儀式も、外祖父西園寺公経の取りなしで、ようやく実現するほどであった。<sup>(1)</sup>その後、良実は、仁治三（一二四二）年に関白になるもの、寛元四（一二四六）年には、関白職を弟実経に譲るよう道家に

強制され、抵抗むなし、関白を辞することを余儀なくされている。<sup>(8)</sup>さらに、道家は、建長二（一二五〇）年に作成した惣処分状で、良実とその子孫に自家の財産が渡ることを禁じ、<sup>(9)</sup>その二年後には、良実を自らの子孫とは認めない旨を記した処分状を作成している。<sup>(10)</sup>実の父親からかくのごとき苛酷な仕打ちを受けた良実ではあったが、鎌倉幕府と良好な関係にあったらしく、<sup>(11)</sup>関白を辞していた良実はともかくとして、寛元元（一二四三）年に元服し、良実が関白を辞した時点で正二位権中納言の地位にあった良実の一男道良は、その後も撰関候補者の昇進コースを順調に歩み、建長四（一二五二）年に左大臣に昇進した（表2参照）。

ところが、上述のごとく、二条家の次代を担うはずの道良は、正元元（一二五九）年に、二十六歳の若さで世を去ってしまう。

その二年後の弘長元（一二六一）年四月、二条良実が関白に返り咲く。この人事の背後にどのような事情があったのか、あるいは、どのような人物、もしくはどのような勢力がこの人事を主導したのか、といった問題の検討は他に譲るとして、良実の関白在任中の師忠の昇進について確認すると、道良の死の翌年に元服し、正五位下に叙された師忠は、良実が関白に還任した弘長元年四月二十九日の時点で、従四位下右少将の地位にあったが、翌弘長二（一二六二）年正月に従三位に叙されて公卿に列し、同年閏七月に右少将から左中将に転じ、その翌年には、権中納言に任じられている（表3参照）。

表2 二条道良昇進表

西暦(和暦)年	年齢	月・日	位階	官職			
				太政官	太政官以外		
					近衛府	国司	その他
1234(文暦元)	1	誕生(月日不明)					
1240(仁治元)	7	12・29	昇殿				
1243(寛元元)	10	正・13	正五位下				
		2・2				侍従	
		3・30			右少将		
		4・9			右中将		
		4・18	従四位下				
		6・12	従四位上				
		7・8	従三位				
1244(寛元2)	11	9・9	正三位				
		正・23				近江権守	
		6・13		権中納言			
1246(寛元4)	13	8・25	従二位				
		正・5	正二位				
1247(宝治元)	14	5・28			左大将		
		12・8		権大納言			
1250(建長2)	17	12・15		内大臣			
		12・23			辞左大将		
1252(建長4)	19	7・20		右大臣			
		11・3		左大臣			
1257(正嘉元)	24	5・7	従一位				
1259(正元元)	26	11・8	出家、死没				

注 典拠は『公卿補任』。

旧稿で指摘したように、十三世紀中葉は、撰関就任者の昇進スピードが早まった時期で、従三位に叙されてから権中納言に任じられるまでに要した平均月数は、十三世紀を通してみると、二十八ヵ月弱であるが、承久三(一二二二)年から文永十一(一二七四)年までの期間で見ると、その半分の十五ヵ月弱である<sup>(12)</sup>。これに比べると、師忠の場合は十六ヵ月であるから、この時期の平均を上回るスピードで昇進したわけではない。他方、議政官の権中納言に就任した時の年齢が十歳であることに注目すべき、と考える向きもあろう。確かに、弘長三(一二六三)年以前に師忠と同じ十歳、またはそれ以下の年齢で権中納言に任じられたのは、管見の限りでは、松殿師家(治承三(一一七九)年に八歳で就任)と近衛基平(建長七(一二五五)年に十歳で就任)の二人だけであるが、師忠の場合は、現職関白の後継者に対する特別待遇といったものではなく、当時の平均より若い七歳で元服したことによるのであろう<sup>(13)</sup>。

それでは、良実の関白還任は、二条家の家格にとって、なんの意味ももたなかったのであろうか。節をあらためて考えてみたい。

表3 二条師忠昇進表

西暦(和暦)年	年齢	月・日	位階	官職			
				太政官	太政官以外		
					近衛府	国司	その他
1254(建長6)	1	誕生(月日不明)					
1260(文応元)	7	8・23	正五位下				
		8・28					侍従
		10・10			右少将		
1261(弘長元)	8	正・5	従四位下				
		2・5				備前権介	
		7・21	従四位上				
1262(弘長2)	9	正・5	従三位				
		3・29	正三位				
		⑦・23			左中将		
1263(弘長3)	10	2・19	従二位				
		4・5		権中納言			
1264(文永元)	11	正・5	正二位				
1265(文永2)	12	10・22		権大納言			
1269(文永6)	16	3・27			右大将		
		11・28		内大臣			
1271(文永8)	18	3・27		右大臣			
1273(文永10)	20	4・12			辞右大将		
		11・5					東宮傅
		11・10		(一上)			
1275(建治元)	22	12・22		左大臣			
		正・5	従一位				
1277(建治3)	24	8・11		関白(讓一上)			
		10・21					辞東宮傅
1288(正応元)	35	6・26		辞左大臣			
1289(正応2)	36	4・13		辞関白			
1294(永仁2)	41	11・29	出家				
1341(暦応4)	88	正・14	死没				

注1 典拠は『公卿補任』および『新撰関家伝』。

2 月・日欄の丸数字は閏月。

二 陽明文庫本『撰関係図』  
と二条家

近衛家に伝来した文書や典籍、美術品などを収蔵する陽明文庫に、『撰関係図』と題された冊子本がある。この『撰関係図』は、デジタル画像化され、京都府立京都学・歴史館で閲覧することができる。また、二〇〇三年五月二十九日に重要文化財に指定され、概要や成立時期に関する「解説文」が、文化庁のオフィシャルサイト内の「国指定文化財等データベース」に掲載されている。<sup>14)</sup> この「解説文」と、京都府立京都学・歴史館でのデジタル画像の閲覧によってえられた知見とに基づいて『撰関係図』の内容等を紹介すると、概略、以下のようになる。

まず、体裁と全体の構成であるが、装丁は粘葉装で、紙数は十四丁、原則として、各丁の表裏に記述がある。原表紙には、「撰関係図」という外題が直書されており、

後補の見返しには、「江戸時代の筆で右大臣不比等の勅物注記と藤四家の祖」が記されている。十四丁からなる本体は、「撰関系図」という首題が記された系図と、「大臣」という首題が記された大臣任例の二部構成になっている。

このうち、一丁目表から八丁目表にわたる系図には、「内大臣鎌足」以下四十二名が登場する(図2参照)。四十二名のうち、系図筆頭の鎌足から良房の兄で基経の父にあたる長良までの七名と、中途に登場する師輔とを除く残りの三十四名は全員撰関に就任している。撰関に就任した者と就任しなかった者の表記方法や情報量の違いは明瞭で、長良までの七名の系図は一丁目表の全面を用いて記され、付記されている情報も、父との関係や、極位極官、諡号もしくは称号などに限られている。これに対し、良房や基経らをはじめとする撰関就任者が登場する一丁目裏以降では、紙面の上部に系図が記され、一部の例外を除き、人名の右に母の出自、左に「一男」あるいは「二男」というように、父の何番目の男子であるかが、さらに人名の直下に、その人物の大臣初任以降の官歴や薨去の年月日と享年などが記されている。なお、師輔は二丁目表に登場するが、撰関就任者と比べると、かなり低い位置にその名が記され、付記されている情報も一丁目表に記載された長良らのそれと同様である。こうした撰関就任者を重視した記載のありかたは、この系図の基本的な性格が、その名が示すとおり、撰関の系図であることによるのであろう。

ところで、系図は五撰家の分立期にまで及んでいる。そこで、系図の末端を確認しておく、近衛家は基平、鷹司家は基忠、九条家は忠家、二条家は良実、一条家は家経である。この五名のうち、二条良実には上述の原則通りの注記があるものの、他の四名についてみてみると、人名下部に注記があるのは、「文永五年十一月十九日薨(二十三歳)」という薨去時の情報が記されている近衛基平だけである。また、人名の左肩と右肩の注記が原則通りに記載されているのは九条忠家のみで、近衛基平と鷹司基忠の二人は、左肩に母の出自、右肩に「一男」、というように左右が入れ替わっており、一条家経の左肩には「一男」とあるものの、右肩は空白で、母の出自についての記述はない。また、父子や兄弟の関係にあることを示す線は朱で記されているが、基平、基忠、忠家、家経の四名とそれぞれの父親を結ぶのは、朱線ではなく、墨線である。さらに「解説文」は、「忠家」と「家経」が別筆であることも指摘している。

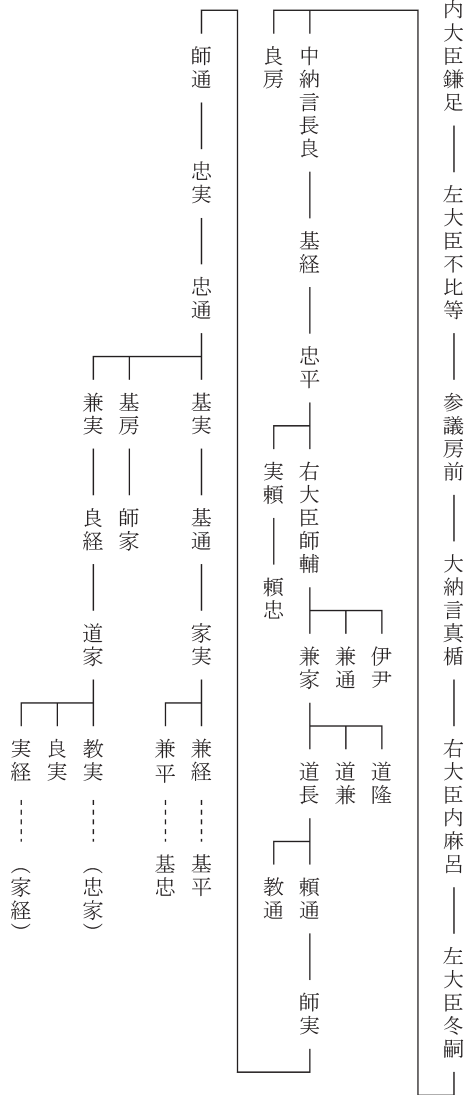
系図に続く八丁目裏は空白で、次の九丁目表から十四丁目にかけて、「武内宿禰」以下一八二人の大臣の氏名が、大臣初任順に列記されている。それぞれの氏名の右肩には、「太政」、「左」というように極官が墨書されている。また、大臣初任時の天皇の諡号・追号、あるいは、直前もしくはそれ以前に氏名が記された大臣と同じ天皇のもとで大臣に就任したことを示す「同」字が朱書されているが、その位置は、氏名の上部や左肩が多いが、極官を示す文字の右、または下部の場合があり、法則性を見いだすことが困難である。さら



に、氏名の下部などに、称号や父親の何番目の男子であるかの情報が付記されている。なお、列記された一八二名には、系図部分に記載された撰関就任者も含まれるが、藤原良房、一条実経、九条忠家以外の撰関就任者については、氏名のみが記されている（良房ら三名の注記内容は後述）。また、表4に示したように、末尾の約二十名には天皇や大臣の種別についての注記がない。

さて、こうした特徴をもつ『撰関系図』が作成された時期について

図2 陽明文庫本『撰関系図』の「撰関系図」



- て、「解説文」は、以下のような理解を示している。
- ① 「本書（『撰関系図』）を指す、引用者注」は建長六年以降に作られた。
  - ② 「文永年間まで追記が行われた」。
  - ③ 系図部分の近衛基平と鷹司基忠の部分は、「文永五年までの追記である」。
  - ④ 系図部分の九条忠家と一条家経の部分は、さらにその後

注1 人名表記と兄弟順は陽明文庫本『撰関系図』による。  
 注2 陽明文庫本『撰関系図』の朱線は実線で表記した。  
 注3 同じく、墨線は点線で表記した。  
 注4 別筆で記された人名は（ ）で囲んだ。

「加え」られた。

⑤ 大臣任例部分のうち、最末尾の「藤原継忠」と「藤原師継」は「別筆にて追記」されたもので、「師継が内大臣に任じられたのは文永八年（一二七一）年三月二十七日であり、このころに追記が行われたのであろう」。

以上のうち、③と④は、上述のごとくに基平、基忠、忠家、家経に繋がる線が、朱線ではなく、墨線であることと、前二者が、それ以前の部分と同筆であるのに対し、後二者が別筆であることが根拠とされている。「解説文」に指摘はないが、基平と基忠の二名のそれぞれ左右の肩に付された注記が他とは逆になっていることも、傍証になろう。ただ、③に示した「解説文」の表現（「文永五年までの追記である」）には注意が必要である。その真意は、文永五年までのことが追記された、ということなのかもしれないが、文永五年までに追記がなされた、と誤解されかねない。基平の墓去が文永五年十一月十九日であることを明記し、同年十二月二日に関白に就任した基忠の名を記していることから、基平と基忠の両名に関する部分の追記がおこなわれたのは、文永五年十二月二日以降のこととみるべきであろう。

なお、「解説文」は、④の忠家と家経の追記の時期について、前者の関白就任時期を「文永十（一二七三）年」と、また後者の撰政就任時期を、月日も含めて、「文永十一年六月二十日」と記すだけで、具体的にいつこの二人の名が記されたのか、明言を避けている

が、②からみて、文永年間中に追記がなされたと判断しているであろう。この点についてはやや補足が必要で、忠家の死に関する注記がないことから、忠家が世を去った建治元（一二七五）年六月九日まで下限を下げることも可能ではないだろうか。

一方、大臣任例の追記の時期に関する⑤について補足的に検討を加えると、大臣任例最末の「藤原師継」、すなわち、花山院師継が内大臣に任じられた文永八年三月二十七日は、追記がおこなわれた時日の上限であって下限ではない。師継の次に大臣に任じられたのは、九条忠教と近衛家基であり（表4参照）、この二人が大臣任例に登場しないことから、大臣任例の追記の下限は、二人が大臣に任じられた建治元年十二月二十二日、もしくは二人が任大臣の兼宣旨を蒙った同月十八日まで引き下げられるべきであろう（正確には、それぞれの前日カ）。

以上のように、系図部分の追記の下限も、大臣任例部分の追記の下限も、ともに建治元年まで引き下げることが可能であると考えられるが、それでは、それぞれの原形はいつ作成されたのであろうか。

「解説文」は、①に示したごとくに判断しているが、その判断の根拠は、系図中の「朱線は、鎌足から鷹司兼平まで引かれている」という認識と、鷹司兼平の官歴の注記中に、「六年十二三（建長）為関白（帝十二歳）」とあることによる。このうち、疑問を感じるのは、前者の、朱線の末端が鷹司兼平であるという認識である。それというのも、撰関家は五家に分かれているのであり、それゆえ、兼平だけ

表4 13世紀中葉の大臣一覧表

No.	氏名	家名	大臣初任		大臣極官			『撰関系図』注記	
			初任年月日	種別	就任年月日	種別	辞任年月日	大臣	天皇
1	藤原実経	一条	仁治元(1240) ・10・20	右大臣	寛元2(1244) ・6・13 弘長3(1263) ・8・12	左大臣 左大臣	寛元4(1246) ・12・14 文永2(1265) ・10・5	左	注記なし
2	藤原家良	衣笠	仁治元(1240) ・10・20	内大臣	→		仁治2(1241) ・4・5	内	四条(同)
3	藤原兼平	鷹司	仁治2(1241) ・4・17	内大臣	建長4(1252) ・11・13 建治2(1276) ・12・14	太政大臣 太政大臣	建長5(1258) ・11・8 建治3(1277) ・4・26	注記なし	注記なし
4	藤原忠家	九条	寛元2(1244) ・6・13	内大臣	寛元4(1246) ・12・24	右大臣	建長4(1252) ・7・20	右	注記なし
5	藤原実基	徳大寺	寛元4(1246) ・12・24	内大臣	建長5(1253) ・11・24	太政大臣	建長6(1254) ・2・11	太政	注記なし
6	源具実	堀川	建長2(1250) ・5・17	内大臣	→		建長2(1250) ・11・28	内	注記なし
7	藤原道良	二条	建長2(1250) ・12・15	内大臣	建長4(1252) ・11・3	左大臣	正元元(1259) ・11・8	左	注記なし
8	藤原定雅	花山院	建長4(1252) ・7・20	内大臣	建長4(1252) ・11・3	右大臣	建長6(1254) ・11・17	右	注記なし
9	藤原公相	西園寺	建長4(1252) ・11・13	内大臣	弘長元(1261) ・12・15	太政大臣	弘長2(1262) ・7・2	太政	注記なし
10	藤原公基	西園寺	建長6(1254) ・12・25	内大臣	正嘉元(1257) ・11・26	右大臣	正嘉2(1258) ・10・22	右	注記なし
11	藤原実雄	洞院	正嘉元(1257) ・11・26	内大臣	弘長元(1261) ・3・27	左大臣	弘長3(1263) ・3・20	左	注記なし
12	藤原基平	近衛	正嘉2(1258) ・11・1	内大臣	文永2(1265) ・10・5	左大臣	文永5(1268) ・11・9	注記なし	注記なし
13	藤原公親	三条	弘長元(1261) ・3・27	内大臣	→		弘長2(1262) ・正・20	注記なし	注記なし
14	藤原基忠	鷹司	弘長2(1262) ・正・26	内大臣	弘安8(1285) ・4・25	太政大臣	弘安10(1287) ・8・13	注記なし	注記なし
15	藤原冬忠	大炊御門	文永2(1265) ・10・5	内大臣	→		文永4(1267) ・正・19	注記なし	注記なし
16	藤原家経	一条	文永4(1267) ・2・23	内大臣	文永6(1269) ・4・23	左大臣	建治元(1275) ・10・21	注記なし	注記なし
17	藤原通雅	花山院	文永5(1268) ・12・2	内大臣	建治元(1275) ・8・27	太政大臣	建治2(1276) ・3・29	注記なし	注記なし
18	源通成	中院	文永6(1269) ・4・23	内大臣	→		文永6(1269) ・11・9	注記なし	注記なし
19	藤原師忠	二条	文永6(1269) ・11・28	内大臣	建治元(1275) ・12・22	左大臣	正応元(1288) ・6・26	注記なし	注記なし
20	藤原師継	花山院	文永8(1271) ・3・27	内大臣	→		建治元(1275) ・12・8	注記なし	注記なし
21	藤原忠教	九条	建治元(1275) ・12・22	右大臣	正応元(1288) ・7・11	左大臣	正応4(1291) ・12・21	記載なし	
22	藤原家基	近衛	建治元(1275) ・12・22	内大臣	正応元(1288) ・7・11	右大臣	正応2(1289) ・9・28	記載なし	

注1 典拠は『公卿補任』および『新撰関家伝』。

2 撰関就任者は人名を太字で表記。

3 No.2、6、13、15、18、20は、いずれも内大臣が極官であったため、大臣極官の就任年月日欄・種別欄に→を記した。

ではなく、近衛兼経、九条教実、二条良実、一条実経も朱線の末端に位置しているとみる必要があるからである。

彼ら五名のうち、撰関初任の時期が最も遅いのは、「解説文」が末端と理解する鷹司兼平であるが、すでに述べたように、弘長元年に兼平が関白を辞した後、二条良実が関白に復帰し、一条実経も、文永二（一二六五）年閏四月に良実の後任の関白に還任している。そこで注目すべきは、良実と実経の官歴の注記である。

すなわち、二条良実には、

文曆二十二任内大臣へ廿、嘉禎二六九転右大臣、同四七廿転<sup>(二二三五)</sup>

左大臣、仁治三三廿五関白へ廿七歳、弘長元四廿九日重関白、<sup>(二二四二)</sup>

とあり、また一条実経には、

仁治元十廿任右大臣へ十四、寛元二六十三転左大臣、同四正廿<sup>(二二四〇)</sup>

八撰政へ廿歳、弘長三三 還任左大臣<sup>(二二六三)</sup>

とある。デジタル画像をみる限り、良実の官歴末尾の「弘長元四廿九日重関白」も、実経の官歴末尾の「弘長三三 還任左大臣」も、他の部分と同筆であると判断でき、追記されたことをうかがわせる痕跡も認めがたい。かかる判断が妥当であるとすれば、『撰関系図』の系図部分の原形は、一条実経が左大臣に還任した弘長三年八月十一日以降、二条良実が関白を辞し、その後任として実経が関白となった文永二年閏四月十八日までの期間に作成された、というふうに思う。

一方、大臣任例部分の作成時期の特定は難しい。末尾の「藤原継

忠」と「藤原師繼」以外、すべて同筆であるからである。結局のところ、記載内容以外に推定の手がかりはないが、表4に示したように、極官となった大臣の種別についての記述は洞院実雄までで、次の近衛基平以降にはない。そこで、大臣の種別が記載されている人物が、当該大臣に任じられた時に注目してみると、「太政」の注記がある西園寺公相（表4 No.9）が太政大臣となった弘長元年十二月十五日が下限であり、その前は、「左」の注記がある洞院実雄（表4 No.11）が右大臣から左大臣に昇任した弘長元年三月二十七日である。弘長元年三月二十七日から翌弘長二年正月二十日まで内大臣であった三条公親（表4 No.13）に大臣の種別についての注記がないことが気になるが、ひとまず、弘長元年十二月十五日を大臣任例部分の原形作成の上限と見做しておきたい。

右のごとくに考えることが許されるとすれば、『撰関系図』の系図部分の原形と大臣任例部分の原形は、弘長年間のほぼ同時期に作成された可能性が高い、というふうに思う。

ところで、本節の冒頭で示したごとく、『撰関系図』は陽明文庫に所蔵されている。さすれば、『撰関系図』の作成に近衛家もしくはその周辺が関与した可能性を考えることは、決して無理なことではない。その想定にたってみると、『撰関系図』中に、二点ほど興味深い記述があることに気付く。

一点目は、大臣任例中の大臣の種別についての付記である。上述のごとく、原則として、撰関就任者はその氏名が記されているだけ

である。ただし、例外が三名いる。「太政」の付記をもつ藤原良房、「左」の付記をもつ一条実経、「右」とともに「教実一男」の付記をもつ九条忠家、の三名である。

このうち、忠家に撰閥非就任者と同様の付記が施されている理由を推測することは容易である。大臣任例の原形が作成されたと推定される弘長年間当時、忠家は籠居状態にあり、忠家とその周辺は別として、後年、彼が撰閥に就任することなど、誰一人として予想していなかったと思われるからである。旧稿でも指摘したごとく、この時期の貴族社会は九条家を撰閥家とは見做していないのであり、現実に撰閥に就任していない以上、忠家が撰閥非就任者と同列に扱われたのも当然といえよう。<sup>17)</sup>

残る二名のうち、良房に「太政」の注記がほどこされた理由は皆目見当がつかない。他方、実経の「左」の注記については、確たる根拠があるわけではないが、次のように考えることができるのではないかと、と思う。すなわち、この場合の「左」は、寛元二（一二四四）年から寛元四（一二四六）年にかけて実経が左大臣に在任していたことを示すのではなく、それから十七年の時を経た弘長三年の八月十九日に実経が左大臣に還任したことに基づいているのではないかと、と。この年、関白職にあったのは二条良実である。現任公卿の中でそれに次ぐ地位にあったのは左大臣の洞院実雄であるが、実雄は三月二十日に左大臣を辞してしまった。そこで、翌月二日、右大臣の近衛基平を一上にする措置がとられた。その時点では、基平

が二条良実の後任撰閥の最有力候補であったのであろう。ところが、その四ヵ月後、右大臣基平の上席の左大臣に実経が就いてしまった。そして、そのことは、基平に先んじて実経が撰閥に就任する可能性が高まったことを示す。その意味で、実経の左大臣還任は、近衛家にとつて衝撃的な人事であったと思われる。であるとすれば、基平の撰閥就任を阻害する一条家を、自家と同格の撰閥家と見做したくない、という思いが、近衛家側にあったとしてもおかしくない。

このことに関連して、藤原忠通が関白を辞した保元三（一一五八）年から二条良実が関白に返り咲いた弘長元年までの百年余りの期間における撰閥の在任期間を『公卿補任』などで確認してみると、容易に気付くことではあるが、近衛流の基実、基通、家実、兼経、兼平の五人の撰閥の在任期間の合計は六十年を超え、さらに一人一人の通算在任期間も長い<sup>18)</sup>。これに対し、九条流の撰閥の在任期間は、兼実、良経、道家、教実、良実、実経の六人のそれを合計してみても二十八年弱である<sup>19)</sup>。特に実経の在任期間は一年一ヵ月と短く、さらに実経が撰政を解任された宝治元（一二四七）年正月以降、十年以上にわたって、九条流から撰閥はでない。実経の一男家経の昇進状況を見る限り、一条家は撰閥家の家格を保ち続けているようであるが、撰閥の在任期間が短く、また長期にわたって撰閥をだしていないことから、貴族社会の一部に、一条家を撰閥家と見做さない向きがあったのかもしれない。一条実経に付された「左」の一文字には、そのような思いも籠められているように思う。そう考える

と、一条家にとって、文永二年の実経の関白還任の持つ意味は大きい。一条家が摂関家であることを再確認させることになるからである。

以上の想定は、それが首肯しうるものであるとすれば、寛元四年に関白を辞任させられた良実にもあてはまるように思う。すなわち、弘長元年四月の良実の関白還任には、その二年前に後継者道良を喪った二条家が依然として摂関家の家格を保ち続けているということ、を貴族社会に再確認してもらおう効果があった、と考えたい。

『撰関係図』中のもう一つの興味深い点は、大臣任例の末尾から二番目に登場する「藤原継忠」である。それというのも、鎌倉時代中期に、継忠なる実名をもった大臣は存在しないからである。一方、表4に示したごとく、大臣任例の末尾から三番目の源(中院)通成(表4 No.18)の次に大臣に任じられたのは、この小論が関心を寄せ二条家の師忠であり、その師忠の次に大臣に任じられたのが、大臣任例最末の藤原(花山院)師継(表4 No.20)である。そこで、あらためてデジタル画像で『撰関係図』の当該部分を確認してみると、「継忠」と記されていることは確かであるが、「継」字に「師」字が重ねて記されているようにみえる。推測するに、「師」と記すべきところを、誤って「継」と記してしまい、粗雑なやりかたで修正を加えたのではないだろうか。

右の誤記は単純なミスであると思う。ただ、師忠は、摂関就任前とはいえ、摂関家の家督継承者である。この部分の追記がなされ

たのは、上述のごとく、文永八年三月二十七日から建治元年十二月二十二日の間と推定されるが、その下限の時点における師忠は、現任公卿の序列では摂政鷹司兼平や太政大臣花山院通雅に次ぐ左大臣の地位にあった。当然ながら、兼平の後任の最有力候補と目されていたことであろう。そうした師忠の実名を誤って記してしまったのである。この部分の追記をおこなった者が無意識のうちに二条家を軽んじていたことによるミス、と思えなくもない。とはいえ、説得力のある結論を導き出すための材料に欠けるので、『撰関係図』に依拠した検討は以上にとどめ、節をあらためて、師忠の跡を継ぐことになる兼基の昇進のありかたを確認しながら、実名を誤って記された師忠が関白に昇進するまでの時期の二条家について考えてみたい。

### 三 建治・弘安年間の二条家

摂関家二条家の三代目となる兼基は、文永四(一二六七)年に、二条良実の子として生まれた<sup>21)</sup>。ただ、実父の良実が文永七(一二七〇)年に五十五歳で亡くなったことから、一回り以上年の離れた異母兄師忠の子として遇されたようである<sup>22)</sup>。その兼基が元服したのは建治三(一二七七)年のことである。この当時、摂関家に生まれた男子は、元服の当日、父が摂関または摂関経験者である場合は正五位下に、摂関就任以前の大臣の場合は従五位上に叙されることが慣

例になつていた。<sup>(23)</sup> 撰関家男子の元服に関する以上の慣例を念頭に置いて、兼基の元服に関する『公卿補任』の記述をみよう。

建治三十四元服、同廿二日従五上、同日聴禁色。(後略)<sup>(24)</sup>

右から知られる兼基の元服の特徴は、第一に、慣例とは異なり、元服の当日ではなく、その翌日に叙爵がおこなわれたこと、第二に、与えられた位階が、正五位下ではなく、従五位上であること、第三に、叙爵の日に禁色の使用が許可されたこと、の三点である。以下、この三点について、検討してみよう。

まず、元服の日と叙爵の日が異なることについて考えよう。表5-1(1)〜(5)は藤原忠通の子孫のうち、鎌倉時代の末年までに元服または叙爵の経験をもつ公卿をまとめたものであるが、元服日が確認できる七十四名中六十八名が元服当日に叙爵されている。例外は、忠通の一男兼実(No.1)、同じく四男兼房(No.4)、松殿基房の二男家房(No.9)、九条道家三男の頼経(No.24)、一条兼基(No.65)、頼経一男の頼嗣(No.84)の六名である。このうち、頼経と頼嗣父子は鎌倉で元服しているから、元服の日と叙爵の日が異なるのは仕方なからう。また、松殿家房は、基房の二男であることに加え、父基房が関白を解任された治承三(一一七九)年政変後のことであつたことが理由かもしれない。残る三名、すなわち、兼実、兼房、そして兼基については、現時点では、元服の日と叙爵の日が異なる理由を明らかにすることができない。<sup>(25)</sup> 兼実と兼房についてはひとまず措くとして、兼基に関する『公卿補任』の記述が誤っている

のかもしれないが、<sup>(26)</sup> 『公卿補任』の記述が正しいとすれば、兼基は、撰関家の他の男子とはやや異なる形で、朝廷に仕える官人として歩み始めた、といわざるをえない。

次に、叙爵の際の位階について考えたい。上述のごとく、兼基は、実父が撰関経験者の良実ではあつたが、実の兄である師忠の子として位置づけられていたから、師忠が撰関に就任していない以上、慣例通りに従五位上が与えられたのも当然といえば当然のことであり、<sup>(27)</sup> 兼基と同様に、撰関経験者を実父に持ちながら、養父が撰関未経験者であつたがために、従五位上に叙された者もいる。一条師良(No.64)と九条房実(No.71)である。このうち、参議以上の官職に任じられないまま、位階だけが正二位まで上昇して永仁元(一二九三)年に世を去つた一条師良は、叙爵の五日後にあたる文永十(一二七四)年七月一日に正五位下に叙され、九条家の家督を継承することになる房実は、叙爵から半月ほど経つた正安二(一一三〇)年正月五日に、越階して従四位下に叙されている。兼基が正五位下に叙されたのは二ヵ月後の建治三年六月十五日のことであり、師良や房実の二人に比べると遅い感があるものの、弘安四(一一八二)年正月八日に従五位上に叙された九条師教(No.66)が正五位下に叙されたのは同年三月二十六日のことであるから、特に遅いわけでもない。もちろん、叙爵の際に従五位上を与えられた者の中には、正五位下に昇叙されるまで、一年以上の時間を要した者もいるが、<sup>(28)</sup> 比較的短期間で昇進した師良、房実、兼基の三人についていえば、養父

表5- (1) 摂関家一族の元服表 元服時に父(養父)が摂関または摂関経験者であった者

No.	氏名	出自	系統	元服年月日		叙爵年・月・日			禁色年・月・日
				年・月・日	年齢	年・月・日	位階	年齢	
1	近衛基実	忠通一男	近衛系	久安6(1150) ・12・25	8	久安6(1150) ・12・30	正五位下	8	久安6(1150) ・12・30
2	松殿基房	忠通二男	松殿系	保元元(1156) ・8・29	13	元服当日	正五位下	13	保元2(1157) ・8・3
3	九条兼実	忠通三男	九条系	保元3(1158) ・正・29	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
4	藤原兼房	忠通四男	兼房系	応保2(1162) ・2・19	10	応保2(1162) ・2・21	従五位上	10	応保2(1162) ・②・8
5	近衛基通	基実一男	近衛系	嘉応2(1170) ・4・23	11	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
6	松殿隆忠	基房一男	松殿系	承安4(1174) ・11・15	12	元服当日	正五位下	12	元服・叙爵当日
7	松殿師家	基房三男	松殿系	治承2(1178) ・4・26	7	元服当日	正五位下	7	元服・叙爵当日
8	藤原忠良	基実二男	近衛系	治承4(1180) ・11・10	17	元服当日	正五位下	17	元服・叙爵当日
9	松殿家房	基房二男	松殿系	寿永元(1182) ・7・20	16	寿永2(1183) ・12・19	正五位下	17	(確認できず)
10	近衛家実	基通一男	近衛系	建久元(1190) ・12・22	12	元服当日	正五位下	12	元服・叙爵当日
11	九条良輔	兼実四男	九条系	建久5(1194) ・4・23	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
12	近衛道経	基通二男	近衛系	建久6(1195) ・12・16	12	元服当日	従五位上	12	建久7(1196) ・正・?
13	藤原兼基	基通三男	近衛系	建久8(1197) ・12・14	13	元服当日	従五位上	13	元服・叙爵当日
14	藤原良平	兼実三男	九条系	正治2(1200) ・12・20	17	元服当日	従五位上	17	元服・叙爵当日
15	松殿忠房	基房四男	松殿系	?	?	建仁2(1202) ・12・17	従五位上	10	建仁3(1203) ・12・21
16	九条道家	良経一男	九条系	建仁3(1203) ・2・13	11	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
17	藤原教家	良経二男	九条系	元久元(1204) ・4・1	11	元服当日	従五位上	11	元久元(1204) ・4・4
18	松殿基嗣	師家男子	松殿系	?	?	元久元(1204) ・4・22	従五位上	12	元久2(1205) ・3・10
19	藤原基教	基通四男	近衛系	建永元(1206) ・11・26	11	元服当日	正五位下	11	(確認できず)
20	近衛家通	家実一男	近衛系	建保2(1214) ・4・9	11	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
21	藤原基家	良経三男	九条系	建保3(1215) ・正・9	13	元服当日	正五位下	13	(確認できず)
22	鷹司兼忠	兼基一男 (伯父家実養子)	近衛系	?	?	建保3(1215) ・12・19	従五位上	11	建保4(1216) ・3・30
23	近衛兼経	家実三男	近衛系	貞応元(1222) ・12・20	13	元服当日	正五位下	13	元服・叙爵当日
24	藤原頼経	道家三男	九条系	嘉禄元(1225) ・12・29	8	嘉禄2(1226) ・正・27	正五位下	9	嘉禄2(1226) ・3・13
25	二条良実	道家二男	二条系	嘉禄2(1226) ・12・13	11	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
26	一条実経	道家四男	一条系	貞永元(1232) ・正・21	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
27	鷹司兼平	家実四男	鷹司系	嘉禎3(1237) ・2・23	10	元服当日	正五位下	10	嘉禎3(1237) ・10・15
28	九条忠家	教実一男	九条系	曆仁元(1238) ・4・11	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
29	二条道良	良実一男	二条系	寛元元(1243) ・正・13	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日



30	二条教良	良実二男	二条系	寛元2(1244) ・2・11	11	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
31	近衛基平	兼経一男	近衛系	建長6(1254) ・正・28	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
32	鷹司基忠	兼平一男	鷹司系	康元元(1256) ・正・11	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
33	一条家経	実経一男	一条系	康元元(1256) ・正・20	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
34	二条師忠	良実三男	二条系	文応元(1260) ・8・23	7	元服当日	正五位下	7	元服・叙爵当日
35	二条経通	良実四男	二条系	弘長2(1262) ・10・14	8	元服当日	正五位下	8	元服・叙爵当日
36	一条実家	実経二男	一条系	文永2(1265) ・6・1	16	元服当日	正五位下	16	元服・叙爵当日
37	近衛家基	基平一男	近衛系	文永6(1269) ・12・9	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
38	鷹司兼忠	兼平二男	鷹司系	文永8(1271) ・2・11	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
39	九条忠嗣	忠家二男	九条系	文永10(1273) ・7・3	21	元服当日	正五位下	21	元服・叙爵当日
40	一条忠輔	実経四男	一条系	建治3(1277) ・12・28	?	元服当日	従五位上	?	弘安元(1278) ・4・18
41	近衛兼教	基平二男	近衛系	弘安3(1280) ・7・3	14	元服当日	従五位上	14	元服・叙爵当日
42	鷹司冬平	基忠一男	鷹司系	弘安7(1284) ・2・25	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
43	一条内実	家経一男	一条系	弘安10(1287) ・正・11	12	元服当日	正五位下	12	元服・叙爵当日
44	松殿冬房	良嗣男子 (一条家経猶子)	松殿系	?	?	正応元(1288) ・3・8	従五位下	19	(確認できず)
45	一条家房	実経五男	一条系	正応元(1288) ・8・10	19	元服当日	正五位下	19	元服・叙爵当日
46	二条経教	教良男子 (叔父師忠養子)	二条系	正応元(1288) ・12・22	3	元服当日	正五位下	3	元服・叙爵当日
47	近衛家平	家基一男	近衛系	正応3(1290) ・8・23	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
48	一条冬実	家経男子	一条系	永仁元(1293) ・4・17	6	元服当日	正五位下	6	元服・叙爵当日
49	近衛経平	家基二男	近衛系	永仁3(1295) ・6・13	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
50	藤原忠基	良忠男子 (二条兼基養子)	二条系	?	?	正安3(1301) ・5・17	従五位下	?	(確認できず)
51	二条冬通	師忠二男	二条系	正安3(1301) ・12・9	17	元服当日	正五位下	17	元服・叙爵当日
52	一条内家	実家男子 (内実猶子)	一条系	乾元元(1302) ・11・13	14	元服当日	従五位上	14	元服・叙爵当日
53	鷹司兼冬	兼忠二男	鷹司系	乾元元(1302) ・12・10	14	元服当日	正五位下	14	元服・叙爵当日
54	二条師基	兼基二男	二条系	応長元(1311) ・6・15	11	元服当日	従五位上	11	元服・叙爵当日
55	近衛経忠	家平一男	近衛系	正和2(1313) ・12・25	12	元服当日	正五位下	12	元服・叙爵当日
56	鷹司基教	兼忠三男	鷹司系	正和3(1314) ・12・26	16	元服当日	正五位下	16	元服・叙爵当日
57	一条経通	内経一男	一条系	元亨元(1321) ・12・15	5	元服当日	正五位下	5	元服・叙爵当日
58	九条道教	師教二男 (兄房実養子)	九条系	元亨3(1323) ・12・22	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
59	二条良基	道平一男	二条系	嘉暦2(1327) ・8・9	8	元服当日	正五位下	8	元服・叙爵当日

表5 - (2) 摂関家一族の元服表 元服以降に父(養父)が摂関または内覧に就任した者

No.	氏名	出自	系統	元服年月日		叙爵年・月・日			禁色年・月・日
				年・月・日	年齢	年・月・日	位階	年齢	
60	九条良通	兼実一男	九条系	安元元(1175) ・3・7	9	元服当日	従五位上	9	(確認できず)
61	九条良経	兼実二男	九条系	治承3(1179) ・4・17	11	元服当日	従五位上	11	治承3(1179) ・8・25
62	九条教実	道家一男	九条系	建保5(1217) ・4・21	8	元服当日	従五位上	8	元服・叙爵当日
63	九条忠教	忠家一男	九条系	正嘉2(1258) ・12・27	11	元服当日	従五位上	11	元服・叙爵当日
64	一条師良	実経三男 (兄家経養子)	一条家	文永10(1273) ・6・25	16	元服当日	従五位上	16	元服・叙爵当日
65	二条兼基	良実男子 (兄師忠養子)	二条系	建治3(1277) ・4・21	11	建治3(1277) ・4・22	従五位上	11	叙爵当日
66	九条師教	忠教一男	九条系	弘安4(1281) ・正・8	9	元服当日	従五位上	9	元服・叙爵当日
67	二条道平	兼基一男	二条系	永仁元(1293) ・12・9	7	元服当日	正五位下	7	元服・叙爵当日
68	鷹司冬経	兼忠一男	鷹司系	永仁2(1294) ・4・22	12	元服当日	従五位上	12	元服・叙爵当日
69	一条内経	内実一男	一条系	正安元(1299) ・正・20	9	元服当日	従五位上	9	元服・叙爵当日
70	鷹司冬基	基忠二男 (兄冬平養子)	鷹司系	正安元(1299) ・6・29	15	元服当日	正五位下	15	元服・叙爵当日
71	九条房実	忠教男子 (兄師教養子)	九条系	正安元(1299) ・12・19	10	元服当日	従五位上	10	元服・叙爵当日
72	鷹司冬教	基忠三男 (兄冬平養子)	鷹司系	延慶2(1309) ・4・20	5	元服当日	正五位下	5	元服・叙爵当日
73	鷹司師平	冬平男子 (兄冬教養子)	鷹司系	正中2(1325) ・12・29	15	元服当日	正五位下	15	元服・叙爵当日

表5 - (3) 摂関家一族の元服表 祖父が摂関、父が非摂関である者

No.	氏名	出自	系統	元服年月日		叙爵年・月・日			禁色年・月・日
				年・月・日	年齢	年・月・日	位階	年齢	
74	藤原兼良	兼房一男	兼房系	安元元(1175) ・4・7	9	元服当日	従五位上	9	文治2(1186) ・4・17
75	藤原基良	忠良一男	近衛系	建久8(1197) ・4・23	11	元服当日	従五位上	11	正治元(1199) ・7・23
76	衣笠家良	忠良二男	近衛系	正治2(1200) ・4・3	9	元服当日	従五位下	9	(確認できず)
77	松殿基忠	隆忠一男	松殿系	?	?	?	?	?	(確認できず)
78	松殿教忠	隆忠二男	松殿系	?	?	元久元(1204) ・12・8	従五位下	16	(確認できず)
79	近衛基輔	道経一男	近衛系	?	?	承元4(1210) ・正・6	従五位上	13	承元4(1210) ・正・14
80	藤原高実	良平一男	九条系	?	?	承久元(1219) ・正・8	従五位上	9	(確認できず)
81	近衛道嗣	道経二男	近衛系	?	?	安貞2(1228) ・10・27	従五位下	12	寛喜2(1230) ・11・3
82	松殿良嗣	忠房一男	松殿系	?	?	貞永元(1232) ・12・10	従五位下	9	嘉禎3(1237) ・12・7
83	藤原経家	基家一男	九条系	曆仁元(1238) ・12・1	12	元服当日	従五位上	12	元服・叙爵当日
84	藤原頼嗣	頼経一男	九条系	寛元2(1244) ・4・21	6	寛元2(1244) ・4・28	従五位上	6	(確認できず)
85	松殿兼嗣	忠房二男	松殿系	?	?	建長4(1252) ・正・5	従五位下	14	建長5(1253) ・2・7
86	藤原良基	基家二男	九条系	?	?	文永2(1265) ・正・30	従五位上	30	(確認できず)
87	近衛基嗣	経平一男	近衛系	正和4(1315) ・8・17	11	元服当日	従五位上	11	元服・叙爵当日

表5 - (4) 撰関家一族の元服表 曾祖父が撰関経験者で、祖父・父が非撰関の者

No.	氏名	出自	系統	元服年月日		叙爵年・月・日			禁色年・月・日
				年・月・日	年齢	年・月・日	位階	年齢	
88	二条良教	基良一男	近衛系	?	?	安貞2 (1228) ・8・21	従五位下	5	安貞2 (1228) ・12・14
89	藤原忠基	高実男子	九条系	?	?	?	?	?	(確認できず)
90	衣笠経平	家良一男	近衛系	?	?	?	?	?	(確認できず)
91	藤原房教	基良二男	近衛系	?	?	?	?	?	(確認できず)
92	鷹司兼輔	兼忠男子	近衛系	?	?	文永6 (1269) ・8・9	従五位下	?	(確認できず)
93	藤原良忠	良基男子	九条系	?	?	建治3 (1277) ・6・17	従五位下	?	(確認できず)
94	松殿兼輔	兼嗣男子	松殿系	?	?	弘安6 (1283) ・12・24	従五位下	?	(確認できず)

表5 - (5) 撰関家一族の元服表 高祖父以上が撰関経験者で、祖父・父が非撰関の者

No.	氏名	出自	系統	元服年月日		叙爵年・月・日			禁色年・月・日
				年・月・日	年齢	年・月・日	位階	年齢	
95	二条経良	良教一男	近衛系	?	?	?	?	?	正嘉2 (1258) ・8・30
96	栗田口教経	良教二男	近衛系	?	?	正元元 (1259) ・正・21	従五位下	?	(確認できず)
97	衣笠冬良	経平男子	近衛系	?	?	文永6 (1269) ・正・5	従五位下	3	(確認できず)
98	藤原嗣実	教嗣男子	近衛系	?	?	建治3 (1277) ・9・13	従五位下	?	(確認できず)
99	栗田口嗣房	良教三男	近衛系	?	?	正応元 (1288) ・5・5	従五位下	20	(確認できず)
100	栗田口経忠	経良一男	近衛系	?	?	?	?	?	(確認できず)
101	松殿忠冬	冬房男子	松殿系	?	?	永仁6 (1298) ・正・5	従五位下	3	(確認できず)
102	藤原房通	房教男子	近衛系	?	?	?	?	?	(確認できず)
103	藤原忠基	良忠男子	九条系	?	?	正安3 (1301) ・5・17	従五位下	?	(確認できず)
104	松殿忠嗣	兼輔男子	松殿系	?	?	嘉元2 (1304) ・8・25	従五位下	8	(確認できず)

注 典拠は『公卿補任』および『新撰関家伝』。

の地位に基づいて従五位上に叙されたことが以後の昇進に影響を与えたとは思えない。結局のところ、実際の親子関係よりも擬制的な親子関係を優先し、さらに慣習を墨守しただけのことなのかもしれない。

三点目の禁色の許可についての検討に移ろう。貴族社会では、衣服令の規定や集積された慣習により、位階によって装束に使用できる色や服地についての規範が存在しており、上位の位階の者に許された色や服地の衣服を下位の者が着用することは禁じられていた。「聴禁色」、すなわち禁色を許すとは、特定の官人に対し、そうした衣服に関する束縛から解き放ち、上位者に許された衣服の着用を勅許することであるが、後白河院政期以前に禁色を許された殿上人についての検討をおこなわれた小川彰氏によれば、十二世紀後半に禁色の着用を許された殿上人は、撰関家と清華家の者に限られるという<sup>29)</sup>。それでは、後白河院政期以降の禁色の許可の状況はどのようなものであったのであろうか。また、家督継承者が辿る昇進コースやその際の昇進スピード

の点で明瞭な格差が存在した摂関家と清華家との間で、禁色の許可について格差はなかったのであろうか。そこで、十二世紀中葉から十四世紀初頭の大まかな傾向を、『公卿補任』で確認してみよう。<sup>(31)</sup>

まず、摂関家の一族であるが、その特徴の第一は、表5-1(1)、(2)に示したごとく、摂関を実父または養父とする七十三名のうち、六十七名が、本人が家督継承者であると否にかかわらず、禁色を許されている、ということである。<sup>(32)</sup> また、この六十七名が禁色を許された時日に注目すると、約八割に相当する五十四名が、元服と叙爵がおこなわれた日に禁色を許されており、特に十三世紀中葉以降は、元服や叙爵と異なる日に禁色を許された事例は、叙爵および禁色許可の前日に元服がおこなわれた可能性が高い如上の二条兼基を含め、二例にとどまる。かかる特徴は、すでに周知のことであるのかもしれないが、ここでは、特徴の第二として、摂関家においては、家督継承(候補)者だけではなく、それ以外の男子にも禁色に関する特権が付与されていたことを強調しておきたい。次に、祖父が摂関ではあるが、父が摂関に就任できなかった十四名についてみてみると、表5-1(3)に明らかのように、半数を超える八名が禁色を許されているが、その時日が元服や叙爵と同じ日である者は僅か二名である。そのうちの一名は、摂関の一步手前の左大臣在任中に、三十二歳で亡くなった近衛経平を父に持つ基嗣(No.87)である。経平は、死に至るまで、摂関就任者が辿る昇進コースを歩んでいたから、基嗣は摂関の子と同格として遇された、と考えるべきで

あろう。さすれば、摂関の孫ではあるが、父が摂関でない場合、禁色が許されることがあっても、元服や叙爵とは異なる日にそれが許されるのが一般的であった、といえよう。このことを、特徴の第三と考える。最後に、摂関経験者と三等親以上離れた者についてみてみると、表5-1(4)、(5)に示したように、該当する十七名中、禁色を許されたのは、近衛流二条家の良教・経良(No.88、95)の二名のみである。摂関経験者から三等親以上離れると、摂関家一族であっても、禁色の着用許可は稀になる、ということを特徴の第四とした。

それでは、清華家の場合はどうか。表6は、藤原忠通とその直系子孫以外で、十二世紀中葉から十四世紀初頭にかけての時期に、禁色を許されたことが『公卿補任』で確認できる者をまとめたものである。清華家以外の者も含まれるが、注目すべきは、叙爵と同じ日に禁色を許されたのが、九十七名中、可能性がある者も含めて僅か六名、ということである。さらにいえば、その六名のうち三名は、藤原忠実の子と孫、すなわち、藤原頼長とその子兼長・師長<sup>(34)</sup>(No.5、10、12)であり、残る三名のうちの源忠房(No.97)も、この小論で関心を寄せる二条兼基の猶子である。とすれば、大炊御門頼実<sup>(35)</sup>(No.17)と平清宗(No.21)の二人を例外として、摂関家に次ぐ家格の清華家の者であっても、摂関家の一族以外は、禁色を許されるとしても、叙爵の日と同日ではない、という慣例の存在を指摘できるように思う。なお、叙爵と禁色許可が別の日になされた九十一名に

表6 12世紀～14世紀初頭の禁色許可者（摂関家を除く）

No.	氏名	実父等との関係	叙爵			禁色		
			年・月・日	年齢	位階	年・月・日	年齢	官位
1	藤原信通	宗通一男	康和2(1100) ・正・5	10	従五位下	永久2(1114) ・4・15	24	正四位下左中将兼周防介
2	徳大寺実能	公実四男	長治元(1104) ・正・6	9	従五位下	保安元(1120) ・4・14	25	正四位下右中将兼加賀守中宮権亮
3	花山院忠宗	家忠一男	承德元(1097) ・正・5	11	従五位下	保安3(1122) ・2・8	36	正四位下右中将
4	藤原成通	宗通四男	嘉承元(1106) ・正・5	10	従五位下	大治2(1127) ・12・?	31	正四位下左中将
5	藤原頼長	忠実二男、 兄忠通養子	大治5(1130) ・4・19	11	正五位下	元服・ 叙爵当日	11	正五位下
6	大炊御門経宗	経実四男	保安4(1123) ・2・19	5	従五位下	長承2(1133) ・4・?	15	正五位下右少将兼備中介
7	徳大寺公能	実能一男	保安元(1120) ・正・7	6	従五位下	保延2(1136) ・11・10	22	正四位下右少将兼美作介
8	花山院忠雅	忠宗二男	大治4(1129) ・正・7	6	従五位下	保延3(1137) ・9・22	14	正五位下左少将兼美濃守
9	源雅通	頼通一男、 叔父雅定養子	大治4(1129) ・正・7	12	従五位下	康治元(1142) ・4・7	25	従四位上左少将兼皇后宮権亮
10	藤原兼長	頼長一男	久安4(1148) ・4・27	11	従五位上	元服・ 叙爵当日	11	従五位上
11	藤原伊実	伊通二男	大治5(1130) ・正・6	6	従五位下	久安5(1149) ・8・2	25	正四位下左中将
12	藤原師長	頼長二男	久安5(1149) ・10・19	12	正五位下	元服・叙爵当 日カ	12	正五位下 *元服・叙爵当日カ
13	徳大寺公親	実能二男	保延2(1136) ・正・6	6	従五位下	康治2(1143) ・4・18	13	従五位上右少将兼讃岐権介
14	徳大寺公保	実能三男	保延2(1136) ・正・6	5	従五位下	保元2(1157) ・8・3	26	正四位下右中将兼皇太后宮権大夫
15	三条実房	公教三男	仁平2(1152) ・正・9	6	従五位下	保元2(1157) ・11・14	11	正五位下左少将兼美濃介
16	徳大寺実家	公能二男	仁平元(1151) ・正・6	7	従五位下	保元2(1157) ・11・14	13	従五位上左少将兼中宮権亮讃岐権介
17	大炊御門頼実	経宗一男	長寛元(1163) ・12・27	9	従五位下	不明 *叙爵当日カ	9	従五位下
18	徳大寺実守	公能三男	保元元(1156) ・9・8	10	従五位下	仁安元(1166) ・10・7	20	正四位下右中将
19	平宗盛	清盛三男	保元2(1157) ・10・22	11	従五位下	仁安2(1167) ・正・9	21	正四位下右中将兼美作守
20	源通親	雅通一男	保元3(1158) ・8・5	10	従五位下	仁安2(1167) ・8・17	19	正五位下右少将
21	平清宗	宗盛一男	承安2(1172) ・正・5	3	従五位下	元服・ 叙爵当日	3	従五位下
22	平維盛	重盛一男	仁安2(1167) ・2・7	?	従五位下	治承2(1178) ・12・28~ 治承4(1180) ・2・21	?~ ?	正四位下春宮権亮
23	花山院忠経	兼雅一男	安元元(1175) ・4・7	3	従五位下	治承3(1179) ・4・11	7	従五位上侍従
24	徳大寺公衡	公能四男、 兄実守養子	仁安元(1166) ・12・30	9	従五位下	元暦元(1184) ・10・20	27	従四位上皇后宮権亮
25	徳大寺公継	実定三男	寿永2(1183) ・12・13	9	従五位下	文治3(1187) ・2・26	13	正五位下右少将
26	源通宗	通親一男	安元2(1176) ・正・7	9	従五位下	文治3(1187) ・5・4	20	正五位下侍従
27	三条公房	実房一男	寿永2(1183) ・正・5	5	従五位下	文治3(1187) ・10・21	9	従五位上侍従
28	五辻家経	花山院兼雅二男	治承4(1180) ・正・5	7	従五位下	文治5(1189) ・9・14	16	従四位下右少将

29	大炊御門師経	経宗二男	文治2(1186) ・6・29	11	従五位下	建久8(1197) ・正・21	22	従四位下中宮権亮
30	姉小路公信	三条実房三男	文治元(1185) ・正・6	5	従五位下	建久8(1197) ・2・6	17	従四位下右少将兼美濃権介
31	源雅親	通資(通親弟)一男	寿永元(1182) ・12・30	3	従五位下	建久9(1198) ・4・18	19	従四位上左少将兼備前権介
32	久我通光	通親三男	文治4(1188) ・正・6	2	従五位下	正治元(1199) ・6・23	13	正五位下侍従
33	源頼家	頼朝一男	建久8(1197) ・12・15	16	従五位上	正治2(1200) ・正・5	19	従四位上左中将
34	大炊御門頼平	頼実二男	建久6(1195) ・正・6	16	従五位上	元久元(1204) ・3・17	25	従五位上右少将兼春宮権亮
35	平親輔	信季男子、 伯父信基養子	寿永2(1183) ・9・22	?	従五位下	建永元(1206) ・10・22	?	正五位下蔵人 *10・20蔵人補任
36	徳大寺実嗣	公継一男	建久7(1196) ・正・6	2	従五位下	承元元(1207) ・3・10	13	従四位上右少将
37	三条実親	公房一男	正治元(1199) ・正・15	5	従五位下	承元元(1207) ・5・17	13	従四位下右少将兼信濃権介
38	大炊御門家嗣	師経一男	元久2(1205) ・正・5	9	従五位下	承元2(1208) ・正・10	12	正五位下右少将
39	日野家宣	資実一男	建仁3(1203) ・3・10	19	従五位下	建暦元(1211) ・正・18	27	正五位下蔵人 *蔵人補任当日
40	藤原国通	泰通(中御門流)二男	寿永2(1183) ・正・5	8	従五位下	建保2(1214) ・正・18	39	正四位下蔵人頭兼左中将 *正・13蔵人頭補任
41	二条定高	光長三男、 兄長房養子	建久9(1198) ・正・24	9	従五位下	建保2(1214) ・12・4	25	従四位上蔵人頭兼右大弁 *12・1蔵人頭補任
42	久我通平	通光一男	元久2(1205) ・3・9	3	従五位下	建保2(1214) ・12・13	12	正五位下右少将兼遠江権介
43	徳大寺実基	公継二男	建保元(1213) ・正・13	13	従五位下	建保3(1215) ・5・6	15	従五位上右少将兼讃岐権介
44	堀川具実	通具(通親二男)二男	承元2(1208) ・正・5	6	従五位下	承久3(1221) ・4・19	19	正四位下蔵人頭兼右中将 *4・16蔵人頭補任
45	一条実有	公経二男	建保2(1214) ・3・28	11	従五位下	承久3(1221) ・⑩・29	18	正五位上下野権介
46	花山院定雅	忠経三男	嘉禄元(1225) ・正・23	8	従五位下	嘉禄2(1226) ・10・19	9	従五位下中宮権亮
47	久我通忠	通光二男	建保6(1218) ・正・5	3	従五位下	安貞元(1227) ・3・10	12	従四位下右少将
48	土御門顕定	定通一男	承久元(1219) ・正・5	5	従五位下	安貞2(1228) ・11・15	14	従四位下右少将兼甲斐介
49	藤原兼高	長方(葉室系)四男	建久5(1194) ・正・22	?	従五位下	寛喜3(1231) ・3・28	?	従五位上蔵人 *3・25蔵人補任
50	西園寺公相	実氏二男	嘉禄元(1225) ・正・23	3	従五位下	天福元(1233) ・3・7	11	従四位上左中将
51	葉室季頼	資頼一男	承久2(1220) ・正・6	8	従五位下	嘉禎元(1235) ・8・12	23	正五位下蔵人 *蔵人補任当日
52	姉小路顕朝	宗房一男	承久3(1221) ・⑩・18	10	従五位下	嘉禎2(1236) ・8・16	25	正五位下蔵人 *蔵人補任当日
53	藤原親季	定季養子、 実父家綱	建保4(1216) ・7・5	16	従五位下	暦仁元(1238) ・②・29	38	正四位下蔵人頭兼右中将 *②・27蔵人頭補任
54	一条公持	実有一男	寛喜2(1230) ・正・5	3	従五位下	暦仁元(1238) ・9・29	11	従四位下左少将兼美作権介
55	久我雅光	通光四男	安貞2(1228) ・正・5	3	従五位下	仁治2(1241) ・11・9	16	従四位下右中将
56	土御門顕良	定通三男	嘉禄2(1226) ・正・5	1	従五位下	仁治3(1242) ・3・1	17	従四位下左中将

57	藤原為氏	為家一男	嘉祿2(1226) ・正・5	5	從五位下	建長2(1250) ・正・15	29	正四位下藏人頭左中將 *正・13藏人頭補任
58	堀川具守	基具一男	建長2(1250) ・正・5	2	從五位下	建長7(1255) ・5・4	7	從五位上侍從
59	小倉公雄	洞院実雄二男	建長元(1249) ・2・8	?	從五位下	正嘉2(1258) ・2・26	?	從四位上左少將兼中宮權亮
60	土御門通持	通行男子	寛元元(1243) ・2・5以前	?	從五位下	正元元(1259) ・4・29	28	正四位下藏人頭右中將 *4・17藏人頭補任
61	源資平	顯平一男	嘉祿元(1225) ・正・5	3	從五位下	正元元(1259) ・7・7	37	正四位下藏人頭兼内藏頭 *7・2藏人頭補任
62	徳大寺公孝	実基一男	正嘉元(1257) ・8・11	5	從五位上	正元元(1259) ・12・5	7	從四位上右少將
63	西園寺実平	公基一男	建長7(1255) ・正・5	5	從五位下	文応元(1260) ・2・19	10	從四位上右中將
64	洞院公守	実雄三男	建長5(1253) ・2・19	5	從五位下	弘長元(1261) ・2・7	13	正四位下右中將兼中宮權亮
65	久我通雄	通基一男	正嘉2(1258) ・正・5	1	從五位下	弘長2(1262) ・6・20	5	從五位上侍從
66	大炊御門冬輔	冬忠二男	建長5(1253) ・正・5	6	從五位下	弘長2(1262) ・7・12	15	正四位下左中將
67	花山院頼兼	師繼男子	建長2(1250) ・12・25	?	從五位下	文永4(1267) ・正・4	?	正四位下左中將兼加賀介
68	三条実重	公親二男	文応元(1260) ・11・15	1	從五位下	文永4(1267) ・12・30	8	正五位下侍從
69	西園寺公衡	実兼一男	文永2(1265) ・正・5	2	從五位下	文永6(1269) ・4・25	6	正五位下左中將 *4・10左中將補任
70	花山院定長	長雅(定雅二男)男子	文応元(1260) ・12・29	2	從五位下	文永7(1270) ・正・20	12	從四位下左少將
71	室町公重	実藤男子	弘長2(1262) ・正・19	7	從五位下	文永8(1271) ・12・30	16	正五位下中宮權亮
72	花山院家教	通雅男子	弘長2(1262) ・正・5	2	從五位下	文永10(1273) ・12・30	13	正四位下右少將 *右少將補任当日
73	花山院師藤	頼兼男子、祖父師繼養子	文永8(1271) ・5・4	6	從五位下	文永11(1274) ・正・21	9	從四位下左少將
74	園基顯	基氏男子	寛元4(1246) ・3・8	9	從五位下	建治元(1275) ・12・26	38	正四位下藏人頭左中將 *藏人頭補任当日
75	土御門雅房	定実一男	文永2(1265) ・4・25	4	從五位下	建治2(1276) ・③・14	15	正四位下右中將兼伊予權介
76	大炊御門良宗	信嗣二男	文永5(1268) ・正・29	9	從五位下	建治3(1277) ・4・11	18	正四位下左中將權陸奥權介
77	園基顯	基氏男子	寛元4(1246) ・3・8	9	從五位下	建治3(1277) ・3・13	40	正四位下藏人頭左中將 *3・8藏人頭還補
78	中院通重	通頼男子	文永8(1271) ・正・5	2	從五位下	弘安元(1278) ・⑩・28	9	從四位下侍從
79	堀川基俊	基具二男	文永4(1267) ・10・3	7	從五位下	弘安4(1281) ・4・2	21	正四位下左中將兼尾張權介
80	洞院実泰	公守男子	文永7(1270) ・⑨・23	2	從五位下	弘安5(1282) ・正・14	14	從四位上左少將
80	花山院定教	定雅三男	弘安4(1281) ・7・29	?	從五位下	弘安5(1282) ・正・14	?	從五位下侍從
81	花山院家雅	長雅二男	弘安4(1281) ・12・5	7	從五位下	弘安10(1287) ・12・10	13	從四位上左中將 *叙從四位上当日
82	日野俊光	資宣男子	文永9(1272) ・6・8	13	從五位下	弘安10(1287) ・12・14	28	正五位下藏人 *12・10藏人補任
83	久我通嗣	通基三男	弘安3(1280) ・正・5	3	從五位下	正応元(1288) ・2・8	11	從四位下右少將
84	花山院師信	師繼二男	弘安4(1281) ・12・25	7	從五位下	正応元(1288) ・3・12	14	從四位上左中將

85	花山院家定	家教男子	弘安 8 (1285) ・ 8 ・ 11	3	従五位下	正応元 (1288) ・ 12 ・ 24	6	正五位下侍従
86	堀川具俊	具守男子	弘安 7 (1284) ・ ④ ・ 24	12	従五位下	正応 2 (1289) ・ 正 ・ 5	20	正五位下左少将
87	一条実連	公藤(西園寺系)男子	文永 11 (1274) ・ 正 ・ 5	?	従五位下	正応 2 (1289) ・ 2 ・ 23	?	従四位上左中将兼皇后宮権亮
88	室町実為	実藤三男	弘安 3 (1280) ・ 正 ・ 5	6	従五位下	正応 2 (1289) ・ 2 ・ 23	15	従四位上左中将
89	三条公茂	実重男子	弘安 8 (1285) ・ 正 ・ 5	2	従五位下	正応 2 (1289) ・ 12 ・ 29	6	従四位上侍従
90	西洞院仲兼	時仲男子	正嘉元 (1257) ・ 5 ・ 7	10	従五位下	正応 3 (1290) ・ 11 ・ 27	43	正四位上蔵人頭中宮亮 * 11 ・ 21 蔵人補任
91	勘仲小路兼仲	経光二男	正嘉元 (1257) ・ 4 ・ 28	14	従五位下	正応 4 (1291) ・ 8 ・ 2	48	正四位下蔵人頭左大弁兼春宮亮 * 7 ・ 29 蔵人頭補任
92	堀川顕世	高定男子	正嘉 2 (1258) ・ 正 ・ 5	7	従五位下	正応 5 (1292) ・ 3 ・ 12	41	正四位上蔵人頭宮内卿 * 2 ・ 5 蔵人頭補任
93	源頭資	資平男子	建長 7 (1255) ・ 正 ・ 5	?	従五位下	正応 6 (1293) ・ 2 ・ 23	?	正四位上蔵人頭宮内卿 * 2 ・ 18 蔵人頭補任
94	二条為雄	為氏(御子左系)二男	正元元 (1259) ・ 正 ・ 5	5	従五位下	永仁 2 (1294) ・ 4 ・ 7	40	正四位下蔵人頭右中将 * 3 ・ 27 蔵人頭補任
95	土御門雅長	雅房一男	正応元 (1288) ・ 正 ・ 5	2	従五位下	永仁 3 (1295) ・ 3 ・ 13	9	正四位下右中将
96	源彦仁	忠成王男子(順徳天皇孫)	永仁 4 (1296) ・ 12 ・ 30	?	従四位下	永仁 5 (1297) ・ 2 ・ 19	?	従四位下侍従
97	源忠房	彦仁男子、二条兼基猶子	正安 3 (1301) ・ 12 ・ 15	17	正五位下	元服・叙爵当日	17	正五位下

注 典拠は『公卿補任』。

ついで、叙爵から禁色が許されるまでに要する期間をみると、二ヵ月弱の源彦仁(表6のNo.96)や、一年の花山院定教(同、No.80)、一年十ヵ月の花山院定雅(同、No.46)らの短さが目につく。ただ、この三人がそれぞれ要した時間は極端に短く、清華家の子弟の場合、概算で平均九年強の時間を要しているようである。<sup>(36)</sup> 朝廷に仕える官人として第一歩を踏み出した瞬間に、着用する衣服の規範から解放される撰関家一族との格差は歴然としていたのである。

さて、ここまで、二条兼基の元服時に注目してきたが、元服とほぼ同時の叙爵にしろ、禁色の許可にしろ、撰関家の子弟に広く認められた特権でしかない。かかる特権が認められるからといって、撰関への途が保証されているわけではないことは、兼基の実兄教良や師忠の实子冬通の昇進のありかたからみても明らかである。<sup>(37)</sup> それでは、元服後、兼基はどのように昇進していくのであろうか。

表7は、兼基の官歴を示したものである。一覧して気付く特徴は以下の二点である。第一は、昇進スピードの遅さである。旧稿で注目した九条忠教と比較してみると、正嘉二(一二五八)年十二月二十七日に元服した忠教は、兼基と同様に、従五位上に叙されている。その忠教が従三位に叙されて公卿に列したのは、弘長二(一二六二)年正月五日のことで、この間に三年ほどの年数を要している。ちなみに、忠教の父忠家が叙爵か



表7 二条兼基昇進表

西暦(和暦)年	年齢	月・日	位階	官職			
				太政官	太政官以外		
					近衛府	国司	その他
1267(文永4)年	1	誕生(月日不明)					
1277(建治3)年	11	4・21	(元服)				
		4・22	従五位上				
		6・17	正五位下				
		9・13					侍従
1278(弘安元年)	12	3・14			右少将		
1279(弘安2)年	13	4・24			右中将	近江介	
1280(弘安3)年	14	正・5	従四位下				
1281(弘安4)年	15	正・5	従四位上				
		7・29	正四位下				
1283(弘安6)年	17	正・5	従三位				
		3・28				播磨権守	
1284(弘安7)年	18	正・13	正三位				
1287(弘安10)年	21	正・13		参議			
		12・10		権中納言			
1288(正応元年)	22	3・8	従二位				
		9・12		権大納言			
		11・21	正二位				
1290(正応3)年	24	11・21			右大将		
1291(正応4)年	25	3・25			左大将		
		7・29		内大臣			
		12・25		右大臣			
1292(正応5)年	26	5・15			辞左大将		
1294(永仁2)年	28	正・6	従一位				
1296(永仁4)年	30	8・28		(一上)			
		12・27		左大臣			
1298(永仁6)年	32	8・10					東宮傅
		12・20		摂政			
1299(正安元年)	33	正・11		(譲一上)			
		11・21		太政大臣			
1300(正安2)年	34	5・3		辞太政大臣			
		12・16		関白			
1301(正安3)年	35	正・21					辞東宮傅
1305(嘉元3)年	39	4・12		辞関白			
1308(延慶元年)	42	7・20	出家				
1334(建武元年)	68	8・25	死没				

注 典拠は『公卿補任』および『新撰関家伝』。

ら従三位までに要した時間。間はたった九カ月である。忠家が叙爵の際に与えられた位階が、忠教より一階上の正五位下であったことを考慮に入れても、忠教の昇進スピードは明らかに遅い。再三述べているように、その遅れは、父忠家が失脚状態にあつたからである。ところが、兼基は、養父師忠が左大臣に在任中であつたにもかかわらず、弘安六(一二八三)年正月五日に従三位に叙されるまで、六年近くの年月を要している。さらに、従三位に叙されてから、現任の公卿に任じられるまで、四年以上、月数で表記すると五十カ月もかかっている

のである。一節で師忠の昇進を確認した際に紹介したように、十三世紀の摂関家の家督継承（候補）者が、従三位に叙されてから権中納言に任じられるまでに要する平均月数は二十八ヵ月弱である。つまり、兼基は平均の二倍近い時間を要して現任公卿の仲間入りを果たしたのである。

ところで、中世貴族社会においては、摂関家の家督継承（候補）者は、参議を経ずに権中納言に直任されることが慣例となっていた。ところが、弘安十（一二八七）年正月十三日に兼基が就いたのは、権中納言ではなく、一階下の参議であった。

あらためて歴代の摂関経験者の官歴を確認すると、摂関に昇進する過程で、参議を経由しているのは、道長・頼通の直系子孫では、兼基と師通の二人しかない。師通が参議に任じられたのは承暦元（二〇七七）年三月二十七日のことである。その時点では、藤原祐家、源資綱、藤原経季、藤原資仲、藤原泰憲、藤原実季、藤原能季、源経信、の八名が権中納言の地位にあった。当時、権中納言の定員は八名と考えられていたようであり、いかなれば、空きがなかった。一方、同様に定員が八名と考えられていた参議は、藤原師成、藤原基長、藤原宗俊、源師忠、藤原伊房、源俊明、藤原公房の七名であったため、師通は権中納言ではなく、参議に任じられたのではないだろうか。同年八月一日、権中納言の一人、藤原能季が世を去り、四ヵ月後の十二月十三日、師通は権中納言に昇進し、摂関家の家督継承者が参議の官にあるという状態は解消された。それでは、兼基

の場合どうか。

上述のように、兼基が参議に任じられたのは弘安十年正月十三日のことであるが、その日、十名いた権中納言のうち、二名がその職を辞している。近衛流二条家の経良と、三条公貫である。残る権中納言は、三条実重、久我通雄、花山院家教、西園寺公衡、土御門雅房、吉田経長、大炊御門良宗、堀川基俊、の八名である。ちなみに、建治元（一二七五）年から正応五（一二九二）年までのそれぞれの年の正月一日時点における権中納言の数を確認してみると、八名の年は建治二（一二七六）年のみ、九名の年が建治元年、建治三年、弘安元（一二七八）年、弘安二（一二七九）年、正応元（一二八八）年、正応五（一二九二）年、の五年で、残りの十一年はすべて十名である。かかる状況からすれば、二名の辞任によって八名となった権中納言に兼基が加わっても何ら問題がないように思えるが、そうならなかった理由はわからない。

以上から確認できるように、建治三年に元服してから、弘安十年正月に参議に任じられるまでの兼基の昇進のありかたは、摂政または関白を官途の極官とする摂関家の家督継承者のそれと明らかに異なっている。旧稿に示した摂関家の子弟の昇進コース<sup>(38)</sup>でいえば、権中納言ではなく、参議に直任された兼基に予定された極官は、大納言もしくは権大納言である。家督継承候補者である兼基の昇進コースをかく考えてさしつかえないとすれば、二条家は摂関家から転落する危機に直面していた、と見做しうるように思う。師忠が摂関に

就任できないでいることが危機の原因であることはいうまでもない。

ところが、その危機はあっさりとうたってしまふ。この年の八月十一日、十年以上にわたって摂関の地位にあった鷹司兼平が関白の職を辞し、その後任に師忠が就いたのである。摂関家の家督継承者のそれとは異なるという意味で異様な昇進コースを歩んでいた兼基も、その四ヵ月後に権中納言に昇った。念のため付言すれば、この間に新たに権中納言を辞任した者はいない。八名が九名に増えたのである。その意味でも、正月の時点で兼基が権中納言に直任されなかった理由が気になるところである。それはともかく、表7に示したように、こののち、兼基は着実に摂関への途を歩み、永仁六（一二九八）年十二月二十日、摂政に就任している。

それに先立つ永仁元（一二九三）年十二月九日、兼基の一男道平が元服した。かの師忠と同じ七歳であったことも興味深いところではあるが、元服当日、この時点で兼基が摂関未就任の右大臣であったにもかかわらず、慣例通りの従五位上ではなく、正五位下に叙されていることが注目される（前掲表5-1（2）のNo.67参照）。この道平と同様に、父が摂関を経験していないにもかかわらず、叙爵の際、従五位上ではなく、正五位下に叙された事例が三例ある。当事者はいずれも鷹司家の人物で、冬基、冬教、師平の三人である（表5-1（2）のNo.70、72、73）。ただし、三例とも、摂関を経験していないのは養父であり、それぞれの実父は摂関経験者である。<sup>41</sup>それゆえ、この三例は、擬制的な親子関係よりも実際の親子関係を重視

した結果ともいえ、単純に、慣例を無視しているとはいえない。また、先に紹介した九条房教の事例のように、慣例にしたがって従五位上に叙されるケースもあるから、摂関家の子弟が叙爵の際に与えられる位階に関する慣例は生き残っているとみるべきであろう。それだけに、慣習を無視するかのようにおこなわれた二条道平の叙爵が気になるところである。残念ながら、現時点では、その際の正当化の論理を明らかにすることはできないが、道平が正五位下に叙されたことは、その父兼基の摂関就任が絶対確実な既定路線であったことを意味しよう。換言すれば、長年待ちわびた師忠の関白就任と、その後の兼基の順調な昇進により、摂関家としての二条家の地位は盤石となった、と評価できるように思うのである。<sup>41</sup>

#### むすびにかえて

建治元（一二七五）年十月二十一日に鷹司兼平が一条家経に代わって摂政に就任し、その二ヵ月後の十二月二十二日に、右大臣の二条師忠が左大臣に、権大納言の九条忠教が右大臣に、同じく権大納言の近衛家基が内大臣に昇任した。これ以降、弘安十（一二八七）年八月十一日の関白交代に至るまでの約十二年間、弘安八（一二八五）年に鷹司基忠が太政大臣に就任したことを除けば、右の四人が廟堂の中樞を占める体制が続いた。視点を変えれば、こうした人事の固定化もしくは硬直化が、二条家に危機をもたらしたともいえる

が、その影響は他にも及んでいる。その一人が堀川基具である。基具は、弘長元（一二六一）年十一月から文永八（一二七一）年三月までの約十年間、権大納言の地位にあり、その後、大納言に転じ、弘安七（一二八四）年正月まで、その地位にあり、特に文永九（一二七二）年八月に、同じ大納言として序列上位の中院雅忠が没して以降の十一年間、短期間の例外があるが、二名または三名の大納言中最上位の位置を占めていた。<sup>(42)</sup> かくのごとき実績をもつ基具であったが、上述のごとき状況のもとで、基具に大臣就任の機会が訪れることはなかった。基具自身のことばを借りれば、「老臣一大納言旁十一年、希代之沈淪候<sup>(43)</sup>」状況にあったわけであるが、そうした基具に、朝廷は、かの藤原伊周以来の准大臣の地位を与えたのである。<sup>(44)</sup>

ところで、この時期の日記の一つに『勘仲記』がある。記主は鷹司家や近衛家にも仕えた朝廷の実務官人の勘解由小路兼仲であるが、現存するこの日記の弘安末年頃までの部分を通覧してみると、この小論の問題関心に関して二つのことを感じる。

一つは、この小論で述べたことと矛盾を来すことになるかもしれないが、記主の兼仲は、自身が仕える鷹司家や近衛家はもとより、二条家、九条家、一条家をも、他の一般の貴族の家とは異なる特別な家と認識している、ということである。そう思うのは、この五家の人物に、兼仲が「殿」という敬称を付して表記しているからである。もちろん、例外はあるし、実務官人という彼の属性に由来した

表現かもしれないが、元服と同時になされる叙爵や、着衣の色などについての特権が、家督継承（候補）者だけでなく、いわゆる庶子にも幅広く与えられるこの一門を、他の貴族の家と同列にみることのほうが不自然であろう。

もう一つは、近衛流の二つの家の優位性と九条流三家の影の薄さである。摂関が鷹司兼平で、記主がその兼平に仕える兼仲である以上、かくのごとき印象をもつのは当然のことかもしれない。ただ、明らかなのは、治天の君たる亀山と近衛流の濃密な関係である。

近衛家基の妹位子が亀山の妻となり、亀山との間に二人の男子をもうける一方で（ただし、二人とも長ずることなく夭折）、亀山の皇女が家基の妻となり、のちに経平となる男子を生むなど、亀山と近衛家は二重の姻戚関係で結ばれていることについては、すでに別の機会に言及したが、それ以外にも、弘安五（一二八二）年十一月に院御所の常磐井殿を火災で失い、一時避難していた麿殿でも怪異現象に見舞われた亀山が、翌月、御所に選んだのは、近衛家の本宅の近衛殿であった<sup>(47)</sup>、というような事例もある。

ところで、のちに伏見天皇となる熙仁親王が後宇多天皇の皇太子となるのは、建治元年十一月五日のことである。<sup>(48)</sup> つまり、将来、皇統が亀山系（大覚寺統）から後深草系（持明院統）に移ることは、鷹司兼平が後宇多天皇の摂政となった直後に、ほぼ確定していたのである。にもかかわらず、『勘仲記』の中の近衛流は、その軸足を亀山系に置いている。伏見は弘安十（一二八七）年十月二十一日に

踐祚する。兼平の関白辞任の二ヵ月後のことである。兼平の関白辞任と皇統の交代との間に何らかの関係があることは当然予想されることであろう。それはともかく、先行きの見通しの甘さといつてしまえばそれまでであるが、弘安年間の段階で、兼平ら近衛流の人々がどのような未来図を描いていたのか、気になるところである。

他方、『勘仲記』の兼平らは、その優位性をさらに拡大させようとする姿勢をみせていない。換言すれば、長期にわたって撰関に在職すること以外、その優位な立場を利用して、九条流を屈服させる、といった行動をとっていないのである。現代人の感覚からすれば、撰関家が五つに分かれた状態は望ましいものとは思えない。ただ、これもまた印象でしかないのだが、貴族にとって、眼前の現実はその与のものであり、彼らは、その現実には不満を抱くことはあっても、自らの主体的な意思に基づいて、その現実を変革しようとする姿勢に欠けるように思う。後鳥羽上皇のような例外的な人物もいるが、鎌倉幕府の成立以降、その傾向はさらに顕著になるように感じる。そうした現実との距離のとりかたは、中世の貴族のみの特徴なのであろうか。

## 注

- (1) 藤原忠通二男の基房とその子師家も撰関に就任しているが、周知のように、源義仲と結び、その結果、基房の家系(松殿流)は撰関家の資格を失ってしまう。
- (2) 拙稿「撰関家九条家の確立」(拙著『鎌倉幕府体制成立史の研究』(吉川弘文館、二〇〇七年)所収、初出は二〇〇〇年)。

(3) この小論で言及する人物の経歴については、特に断らない限り、『公卿補任』(『新訂増補国史大系』)、および荒川玲子氏・詫間直樹氏・米田雄介氏『新撰関家伝』第一(統群書類従完成会、一九九五年)による。

(4) 師忠には、道良のほかに、教良という兄がいる。この三兄弟はそれぞれ母親を異にしているが、『公卿補任』の年齢表記によれば、道良と教良はともに文暦元(一二三四)年生まれの同い年である。ただ、『公卿補任』は道良を良実の一男と、また、教良を良実の二男と表記し、『公卿補任』寛元元(一二四三)年藤道良条、同書寛元三(一二四五)年藤教良条、『尊卑分脈』(『新訂増補国史大系』)も、道良の弟として教良を表記している。年齢の点からすれば、道良に代わる二条家の家督継承者としては、師忠よりも、正二位左中将の地位にあった教良のほうが相応しいと思われるが、本文に記したように、選ばれたのは、教良ではなく、師忠であった。なお、これ以降、教良は正二位左中将の地位に留め置かれ、ようやく、文永十一(一二七四)年に至って参議に任じられ、その後、中納言を経て権大納言に至ったものの、大臣に昇進することとはなかった。

(5) 中世貴族社会における撰関家の男子の元服と叙爵については、西谷正浩氏「社会・家・相統制度」(西谷氏『日本中世の所有構造』(塙書房、二〇〇六年)第三編第一章、初出は、一九九一年)、五〇五〜五〇九、五二七〜五二八頁、参照。

(6) 撰関家子弟の昇進コースについては、さしあたり、前掲注(2) 拙稿、八六〜八八頁、参照。

(7) 『明月記』(『翻刻明月記』二(冷泉家時雨亭叢書)別巻三) 嘉禄二(一二二六)年十二月一日条。

(8) 『葉黄記』(『史料纂集』寛元四(一二四六)年正月二十三日条、同二十四日条、『岡屋関白記』(『大日本古記録』寛元四年正月二十八日条)。

(9) 建長二(一二五〇)年十一月日九条道家初度惣処分状(『図書

- 寮叢刊 九条家文書』五一(1)号)。
- (10) 建長四(一二五二)年二月十九日九条道家二度処分状抄『図書寮叢刊 九条家文書』一一(2)号)。
- (11) 本郷和人氏「後嵯峨院政——後期院政の成立——」(本郷氏『中世朝廷訴訟の研究』へ東京大学出版会、一九九五年)所収、初出は一九八八年、一一七頁。
- (12) 前掲注(2) 拙稿、八七〇〜八八頁。
- (13) 藤原忠通の直系子孫のうち、鎌倉時代の末年までに元服し、元服時の年齢が『公卿補任』で確認できる七十三名についてみると(表5-1(1)〜(5)参照)、元服時の平均年齢は十一歳であり、撰関就任者三十六名に限ってみると、九・八歳である。
- (14) <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetailis.asp> (二〇一八年十月二十九日閲覧)。
- (15) 実経の注記中の「弘長三」と「還任」との間は、二文字分程度の空白になっている。『撰関系図』系図部分の官歴で、年のみを表記し、月日情報を欠くのはこの一箇所のみである。さすれば、二文字分の空白は、なんらかの事情で実経の左大臣還任の月日を知りえなかった作成者が、その時日を確認した後に追記することを目的として設けたものかもしれない。
- (16) 念のため付言すると、西園寺公相は、太政大臣に任じられた年、すなわち弘長元(一二六一)年の二月二十七日に左大臣を辞している。
- (17) なお、本文ですでに指摘したように、大臣任例部分の氏名には、大臣の種別や官歴以外に、大臣初任時の天皇についての注記がある。この注記は、朱で記されていることと、記された位置に法則性が認められないことの二点から、のちに追記されたものと考えたい。ところで、大臣の職種と同様に、大臣初任時の天皇の注記を欠く者もいる。後嵯峨天皇の時代に大臣に昇進した忠家(表4 No.4)もその一人であり、さらには、忠家以降の大臣経験者が、この朱注を有していない。一方、忠家の前をみると、直

前の鷹司兼平(表4 No.3)と二人前の衣笠家良(表4 No.2)は、いずれも四条天皇の時に大臣に任じられているが、家良には「同」字の注記があるのに対し、兼平には注記がない。その理由は、兼平が撰関に就任していることに求められるが、忠家の場合、本文で確認したように、大臣の種別と教実の一男であることについての注記があるから、兼平と同様に、撰関就任者であるから注記がない、とする説明は説得力をもたない。他方、大臣初任時の天皇についての注記がなされたのが、文永九(一二七二)年二月十七日の後嵯峨の崩御以前であったとすれば、説明が比較的容易になる。後嵯峨という、この天皇経験者の追号が定まるのは、彼の崩御後のことであるからである。ただし、「依遺詔奉号後嵯峨院」という『皇代略記』(『続群書類従』)の記述を信じれば、後嵯峨の追号は、後嵯峨本人が生前に決めていたことになるが、世人がそれを知るのは、やはり、崩御後のことであろう。

(18) 閏月があるため、合計月数を確認し、十二ヵ月で一年として計算すると、近衛流の歴代の撰関の在任期間は、基実が八年三ヵ月、基通が十二年八ヵ月、家実が二十三年三ヵ月、兼経が十一年、兼平が八年十ヵ月、であり、全員の在任期間を合計すると六十二年になる。

(19) 前掲注(18)と同様に計算すると、九条流の歴代の撰関の在任期間は、最長の兼実でも十一年、以下、良経が三年三ヵ月、道家が四年七ヵ月、教実が三年九ヵ月、良実が三年十一ヵ月、実経が一年一ヵ月、全員の在任期間を合計しても二十七年七ヵ月にしかならない。

(20) 家経は康元元(一二五六)年正月に元服し、正五位下に叙され、同年七月、左中將に任じられ、翌年十一月に従三位に叙され、正元元(一二五九)年正月に権中納言に任じられるなど、撰関候補者の昇進コースを着実に歩んでいる。

(21) この小論では、二条兼基の生年(文永四(一一二七)年)と年齢は、前掲注(3)『新撰関家伝』第一の「二条兼基」の項(同

書、二〇七〜二一〇頁)によった。他方、『公卿補任』の年齢表記によれば、兼基は、文永五(一二八八)年に生まれたことになる。いずれが妥当であるか、後考を俟ちたい。

(22) 『尊卑分脈』は、師忠の第一子の位置に兼基の名を記し、「実者師忠公舎弟也」と注記している(『尊卑分脈』撰家相統孫流藤原兼基条)。また、『公卿補任』も、兼基について、「左大臣男(実者弟)」と記している(『公卿補任』弘安六(一二八三)年藤兼基条)。

なお、『尊卑分脈』や『公卿補任』によれば、師忠には、冬通という実子がいた。『公卿補任』が記す年齢から逆算すると、弘安八(一二八五)年に生まれた冬通は、正安三(一二三〇)年に元服するが、その当時、義兄兼基は閑白の地位にあり、兼基の子道平も、冬通より三歳年下でありながら、権大納言在任中であつた。道平はその後閑白に昇り詰めている。正和五(一三一六)年八月二十三日のことである。それから間もない同年十月、冬通は三十二歳で世を去つた。この間、冬通の昇進は遅々として進まず、死没時の官位は正三位右中将であつた。

(23) 前掲注(5)に同じ。

(24) 『公卿補任』弘安六年藤兼基条。

(25) 付言すると、御堂流では、頼通、師実、師通、忠実、忠通、と五代続けて、元服の日に叙爵されている。

(26) 『新撰関家伝』は、『公卿補任』の記述を誤りと判断したのか、兼基の元服は、叙爵と禁色着用の許可がなされた四月二十二日におこなわれたとする理解を示している(『新撰関家伝』一、二〇七頁)。

(27) ただし、実父が撰関もしくは撰関経験者であっても、本人が家督継承者ではない場合、正五位下ではなく、一階下の従五位上に叙されることもある(兼基以前では、松殿家系を除くと、表5 No. 4、12、13、14、17、40、41など)。

(28) 試みに、元服時に実父または養父が撰関もしくは撰関経験者

であつた者と、元服後に実父または養父が撰関に就任した者のうち、叙爵時に従五位上の位階を与えられた者に絞って、正五位下に昇叙されるまでに要した時間を調べてみると、松殿基嗣(No. 18)、鷹司兼忠(No. 22)、一条忠輔(No. 40)、の三名が一年以上の時間を要している。他方、藤原兼房(No. 4)、藤原良平(No. 14)、松殿忠房(No. 15)、一条内家(No. 52)、の四名は一ヵ月足らずで正五位下に昇進している。

(29) 小川彰氏「古記録記事を通してみたる禁色勅許——平安後期殿上人層を中心として——」(『国史学』一二七、一九八五年)。

(30) 前掲注(2)拙稿、八七〜八八頁。

(31) 『公卿補任』で確認できる禁色許可者は、当然ながら、公卿の地位に昇りえた者に限られる。それゆえ、撰関家や清華家の一族の中には、早世その他の理由で公卿に昇進しえなかつた者もいるが、彼らが禁色を許されたとしても、『公卿補任』による限り、そのことを確認することはできない。また、検討対象とした期間中、宝治元(一二四七)年から正元元(一二五九)年までの『公卿補任』は、「壬生伯爵家旧蔵公卿補任補闕」本の奥書(執筆者は徳川光圀で、「延宝己未中元之後日」に記述)によれば、「諸本皆亡」といった状態にあつたので、「一代要記」や「系図諸本」により徳川光圀が補つたという(『新訂増補国史大系』本「公卿補任」第二篇、一七九頁、参照。なお同頁に引用されている紀俊季による「元禄六十月六日」付の奥書や、同書、一五四頁に引用されている「前田侯爵家所蔵山科言継及言経自筆本」の「天文十九年二月五日」付の言継の奥書も参照)。そのため、現存する『公卿補任』は、この期間に公卿に昇進した者の官歴をほとんど記しておらず、この小論が必要とする情報を、『公卿補任』からうることは困難である。また、現存する『公卿補任』が禁色に関する情報を全て正しく記しているという保証もない。それゆえ、当該期の日記や『公卿補任』以外の編纂史料などを総覧する必要があるが、私自身の能力を遥かに超える作業であるため、『公卿補任』のみを検討対象

とし、大まかな傾向を確認するにとどめた。

(32) 対象者中、禁色を許されたことが確認できないのは、松殿家房、藤原基教、藤原基家、松殿冬房、藤原忠基（それぞれ、表5-1(1)中のNo.9、19、21、44、50)、九条良通(表5-1(2)中のNo.60)の六名である。

(33) 元服や叙爵がおこなわれた日とは異なる日におこなわれた者の一人に鷹司兼平がいる。兼平がなぜかそのように遇されたのか、興味深いところではあるが、残念ながら、現時点ではその理由を明らかにすることはできない。

(34) 『公卿補任』は、師長の禁色について、「〔二四九〕久安五十六為殿上小舎人〔二二〕、同十九日加元服、即日正五位下、内院昇殿禁色如元」と記している(『公卿補任』仁平元〔一一五〕年藤師長条)。推測するに、元服の三日前に殿上小舎人となった時に、禁色を許されたのではないだろうか。

(35) 『公卿補任』は、頼実の禁色について、「〔二六三〕長寛元二十廿七〔二六二〕從五位下〔二六二〕高松院〔二六二〕保元年未給、——禁色、同二年正廿一侍從〔元散位〕と記している(『公卿補任』治承三〔一一七九〕年藤頼実条)。禁色が許された時日を明記していないが、侍從に任じられた時日についての書き始めが、「同二年」であることから、禁色の許可は、長寛元年十二月二十七日以降の長寛元年中のことであると推測される。その中で最も可能性が高いのは、從五位下に叙された十二月二十七日、と考え、頼実に対する禁色の許可は叙爵時になされた、と判断した。なお、『諸家伝』(『日本古典全集』)も、「年月日禁色」と記すのみである。

(36) ちなみに、藏人頭や藏人として禁色を許されたと思われる者が表6中に十八名いるが、そのうち、叙爵から禁色を許されるまで二十年以上の年数を要している者が十一名もいる(No.40、49、53、57、61、74、90、91、92、93、94)。

(37) 教良については、前掲注(4)を、また、冬通については、前掲注(22)を参照。

(38) 前掲注(2) 拙稿、八八頁。

(39) 鷹司家や近衛家の家司であった勘解由小路兼仲は、弘安十(二一八七)年八月九日の日記に、「〔平信賴〕関白可〔有〕御辞退〔之由〕、以〔平信賴〕頭大夫〔今日〕自〔仙洞〕被〔申云々〕と、その二日後に現実のものとなる鷹司兼平の関白辞任が亀山上皇(仙洞)の指示であったことを記した上で、「凡自〔去年冬〕有〔御沙汰〕、御謙退〔之由〕思食定歟、可〔隨〕勅定〔之由〕被〔申云々〕とも記している(『勘仲記』『史料纂集』同日条)。つまり、前年冬の時点で、兼平自身、関白辞任の意思を持ちながら、結局は亀山の判断に任せたとのである。この「自〔去年冬〕有〔御沙汰〕」に関わるのが、以下に引用する『勘仲記』弘安九(二一八六)年十二月十六日条の一節であろう。

(前略) 参〔鷹司兼平〕殿下。(中略) 密被〔仰下〕云、明年殊御慎〔之由〕、宿曜道勘申。依〔之〕雖〔何事〕攘災分尤可〔被〕行〔之由〕、御心中思食。執柄事自〔仙洞〕有〔被〕仰下〔之旨〕之間、自〔去年〕一度々可〔為〕聖断〔之由〕、被〔申〕了。依〔之〕雖〔被〕仰〔閔東〕、未〔申〕分明之左右歟。政道事殊御興行之始、為〔宿老〕争可〔有〕御籠居〔哉〕。殊可〔申〕沙汰〔之由〕有〔勅定〕(後略)

これによれば、兼平は、弘安九年十二月の時点で、宿曜道の勘申により、関白辞任を考え、また、内容は明らかにしたが、「執柄事」についての仰せが亀山上皇よりあり、弘安八年より、たびたび亀山の判断にしたがう旨を回答していたようである。そこで亀山は、幕府に関白人事に関するなんらかの申し入れをおこなったようであるが、明確な回答がえられなかったためか、亀山は、「政道事殊御興行之始」に「宿老」たる兼平を籠居させられない、むしろ政道興行に関して「申沙汰」するように、との決定を下したのである。

なお、この時期の政道興行について補足すると、兼仲が兼平より関白職辞退に関する話を聞いた同じ弘安九年十二月には、橋本義彦氏が指摘されるように、院の評定が、大臣と大納言が参加する徳政沙汰(毎月一日、十一日、二十一日開催)と、中納言・参



議らが参加する雑訴沙汰（月六回開催）に分けられるなどの改革がなされている（『勤仲記』弘安九年十二月三日条、同二十四日条）。橋本義彦氏「院評定制について」（橋本氏『平安貴族社会の研究』〈吉川弘文館、一九七六年〉所収、初出は一九七〇年）、七七頁。また、前年の十一月十三日には、笠松宏至氏が「中世の裁判規範としての実質をそなえた成文法」の「嚆矢」と評価される後宇多天皇宣旨（『鎌倉遺文』一五七三二号）が発せられている。笠松宏至氏「中世の政治社会思想」（笠松氏『日本中世法史論』〈東京大学出版会、一九七九年〉所収、初出は一九七六年）、一七九頁。前掲注（11）本郷和人氏論文、一四二頁も参照。

(40) 冬基と冬教の実父の鷹司基忠は文永五（一二六八）年十二月十日から文永十年五月五日まで関白職を務めた。師平の実父鷹司冬平は延慶元（一三〇八）年十一月十日に摂政に就任し、応長元（一二三二）年三月十五日に関白に転じ、正和二（一三三三）年七月十二日に関白を辞するが、正和四（一三三五）年九月二十二日に再び関白となり、翌年八月二十三日まで、関白職にあった。さらに冬平は、正中元（一三二四）年十二月二十七日に関白に任じられ、翌年おこなわれた師平の元服の時点では、現職の関白だった。

(41) これ以降の二条家については、小川剛生氏『二条良基研究』（笠間書院、二〇〇五年）第一篇伝記考証、参照。

(42) 建治二（一二七六）年十二月二十日から翌年二月二日までの一カ月半程の期間、同じ正二位ではあるが、堀川基具が正二位に叙された正嘉二（一二五八）年の四半世紀前にあたる貞永元（一二三二）年に正二位に叙された四条隆親が大納言の地位にあり、『公卿補任』建治三（一二七七）年条も四条隆親を大納言の首座として表記している。

(43) （正応元〈弘安十一、一二八八〉年）正月二十三日堀川基具款状写（『公衡公記』〈『史料纂集』正応元年正月二十六日条所引〉）。なお、この款状で基具は、太政大臣への昇進を望んでいるが、一

年半後の正応二（一二八九）年八月、その願いは達せられた。

(44) 『勤仲記』弘安七（一二八四）年三月一日条、『統史愚抄』（『新訂増補国史大系』弘安七年正月十五日条。なお、准大臣については、黒板伸夫「官職唐名の一考察——参議の唐名および儀同三司について——」（黒板氏『撰関時代史論集』〈吉川弘文館、一九八〇年〉所収）、一七六〜一八七頁、一九四〜一九五頁、二〇〇〜二〇三頁、参照。

(45) 拙稿「撰関家九条家における嫡流意識と家格の論理——九条忠教関係文書を素材に——」（前掲注（2）拙著、所収）、一五八〜一六二頁。

(46) 『勤仲記』弘安五（一二八二）年十一月二十六日条。

(47) 同右、弘安五年十二月五日条。

(48) ちなみに、東宮傳となったのは二条師忠であり、熙仁が皇位を継承するまで、師忠はその地位にあった。

## The Public Order Based on the Social Standing of the Noble Family and the Nijō Family as the Regency Family

SANTA Takeshige

From the late 12th century to the mid 13th century, the Fujiwara Regents, qualified by tradition to hold the office of *Sesshō* (摂政 the Regent) or *Kanpaku* (関白 the chief adviser to the Emperor), split into five main branches, namely, *Go-sekke* (五摂家 the five regency family), that is, the Konoe family, the Takatsukasa family, the Kujō family, the Nijō family, and the Ichijō family. In this paper, the author examines the situation of the Nijō family in the latter part of the 13th century.

Nijō Yoshizane, the first generation of the Nijō family, lost his eldest son who was his successor in 1259. Two years later Yoshizane returned to *Kanpaku* for the first time in 15 years. It seems that this return to *Kanpaku* had the effect of reaffirming the people of aristocratic society that the Nijō family was still maintaining the regency family.

Nijō Kanemoto, the third generation of the Nijō family, had the ceremony of assuming manhood in 1277. At that time, he was granted *Kinjiki* (禁色 the privilege on clothing color and material), but it was equal treatment with his clan people. On the other hand, the position he was given first was a position lower than the son of *Sekkan* (摂関 the Regent or the chief adviser to the Emperor), and the subsequent promotion course was not a course to advance as *Sekkan*. Since 1275, Kanemoto's adoptive father, Morotada, the second generation of the Nijō family, was in the position of *Sadaijin* (左大臣 the Minister of the Left), meaning it is the most promising candidate for the next *Sekkan*. However, Kanemoto's official career in the court shows that the Nijō family was facing the risk of losing the status of the regency family. The factor that brought such a crisis to the Nijō family was that Takatsukasa Kanehira had been *Sekkan* since 1275.

In 1287, Kanehira resigned from *Kanpaku*, and Morotada took over as *Kanpaku*. Since then, Kanemoto began to advance promotion course of the candidate of *Sekkan*, and the position of the Nijō family as the regency family became steady.